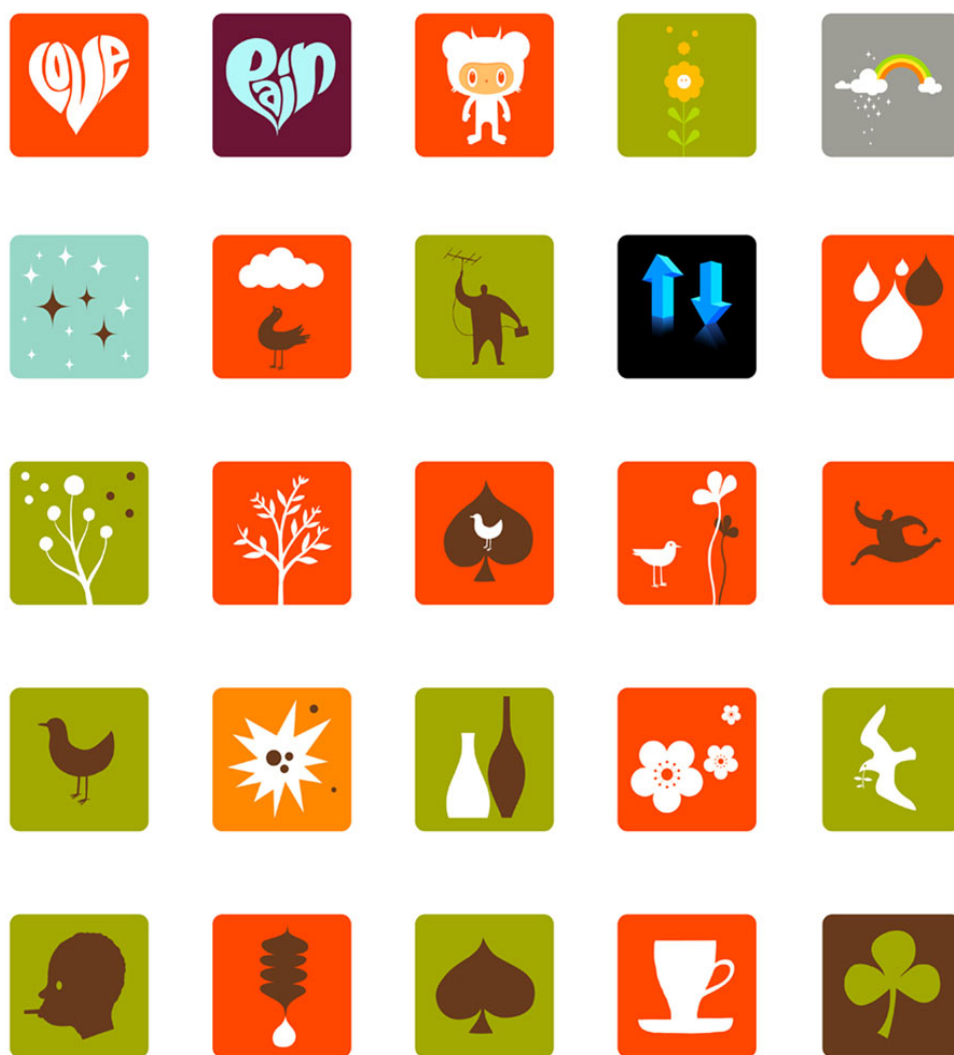


災害に備えた社協の役割や取組みを考える

平成21年度 課題別検討会 報告書



はじめに

平成7年（1995）1月17日に発生した阪神・淡路大震災から今年で早くも15年が経過した。この震災は、電気・水道・ガス・電話などのライフラインを寸断し、住宅の倒壊や道路の寸断など都市機能を広範囲に麻痺させ、死者6千名、負傷者4万人を超える未曾有の被害をもたらした。ハード面の復興は進んだものの、今日においても地域の再生や震災障害者問題など、多くの課題を抱えている。

一方、阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動の重要性が広く社会的に認知され、平成7年は「ボランティア元年」と言われ、それ以降、災害時のボランティア活動の取り組みも充実してきた。また、社会福祉協議会においては、震災以降、全国的なネットワークを生かした被災地支援を展開し、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営のノウハウを蓄積してきている。平成9年には関東ブロックにおいて、「災害時の相互支援に関する協定」が締結され、近年では、平成16年（2004）の新潟県中越地震、平成19年（2007）の新潟県中越沖地震に対し、本会および都内区市町村社協も協力し、被災地支援に取り組んできたところである。

以上のように、社協の災害への備えや取り組みは、この15年間で少しずつ前進してきたと言えるが、実際に災害が発生すれば、地域住民の生活は一変し、とくに、高齢者、障害者、児童など災害時要援護者と言われる人たちの生活には大きな影響を与えることになる。そのため被災者への支援活動は、行政との連携や市民による地域のつながりを活かした様々なアプローチが必要となり、そこでは継続的で長期的な視点を欠かすことができない。

そして、その地域レベルでの支援が円滑で有効に行われるためには、地域福祉の推進を目指す社協の「平常時」からの取り組みが重要である。このことから、災害ボランティアセンターの準備にとどまらず、社協全体として災害にどのように備えていくべきかを検討する場として本課題別検討会を設置した。

都内社協から取り組みに関する情報提供をいただいた上で、都内社協職員7名による検討会を5回開催し、情報・意見交換を行った。また、必要に応じゲストスピーカーをお招きし、様々な角度から討議を行った。今回のまとめは社協の役割や課題の整理に留まっているが、これを議論の第一歩として、今後の各地区での取り組みの一助としていただければ幸いである。業務多忙な中、検討会に参画してくださった各委員にもこの場をお借りして感謝申し上げたい。



本書の構成等	1
I. 災害に備えた区市町村社協の役割	
1. 現状と課題	2
2. 今後の取組みと方向性	3
(1) 災害と社協の役割	3
1) 災害に備えた取組みは社協のミッションそのもの	3
2) 社協組織全体で取り組み、地域へPRする	4
3) 地域福祉活動計画等において「災害」への取組みを明確にする	6
(2) 区市町村と社協	7
1) 区市町村との災害協定の締結を進め、その具体化を検討する	7
2) 行政との結びつきを強くする	8
II. 災害と福祉のまちづくり	
1. 現状と課題	9
2. 今後の取組みと方向性	10
(1) 日常的な地域支え合い活動等をどのように展開すればよいか	10
1) 災害時要援護者対策等を地域特性に応じて検討を進める	10
2) 住民同士の「顔の見える関係」、地域社会への「信頼感」を育む	10
3) 社協と住民の強いつながりをつくる	11
(2) 地域の諸団体とどのような連携をとっていくべきか	12
1) 住民、地域の諸団体による小地域の「プラットフォーム」づくりを行う	12
2) 「災害」や「防災」をキーワードに諸団体間の協働を促進する	13
◇ボランティア・市民活動団体	13
◇民生委員・児童委員協議会	14
◇福祉施設・事業所	16
◇企業	17
(3) 災害時要援護者の情報の把握と共有をどのようにはかるか	19
1) 災害時要援護者の情報の把握と共有の必要性	19
2) 区市町村が進める災害時要援護者の情報把握・共有への協力と提案	19
3) 社協内で要援護者の情報共有を進める	20
4) 要援護者の情報を持つ地域のキーパーソンや団体との連携を強める	21
5) 要援護者自らがヘルプを発信できる仕組みづくり	21
III. 社協の体制づくり	
1. 現状と課題	24
2. 今後の取組みと方向性	24
(1) 社協組織全体で災害への取り組みの意思統一	24
(2) 社協組織全体の事業継続計画づくりを進める	25

資料編

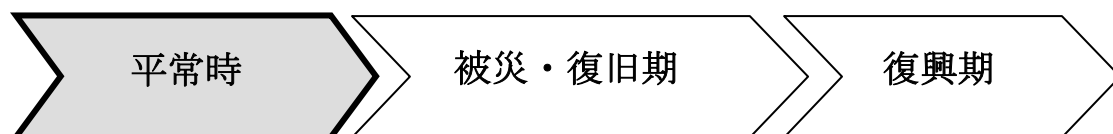
1. 参考文献・資料	30
2. 災害に関する協定書等	
○災害に関する社会福祉協議会や地方公共団体との協定等の状況（参考図）	32
○東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定	33
○区市町村ボランティア・市民活動センター 災害時における相互支援に関するガイドライン	35
○災害時におけるボランティア支援に関する協定書（東京都生活文化スポーツ局）	38
○関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会 災害時の相互支援に関する協定	40
○同 実施細目	42
○同 災害時におけるボランティアコーディネート派遣に関する実施細目	44
○災害救援活動応援体制の提案（全社協／H17.7.5）	46
○災害時等における適切な要援護者支援のための社会福祉協議会の取り組み課題について（全社協／H19.10.23）	50
3. 法律・ガイドライン等（国・東京都）の概要	79
4. 東京都社会福祉協議会 及び 区市町村社会福祉協議会の近年の主な災害への取り組み	85
5. 課題別検討会関係資料	
○企画書・委員名簿	87
○災害を想定した区市町村社協の取り組むべき事項・課題別検討会の議論項目	89
○審議経過	90
○都内社協より提供された資料一覧	92

本書の構成

本検討会は、災害時に備えた「平常時」の取組みが重要であるとの認識のもと、意見・情報交換を行った。そして、ボランティア・市民活動センターを中心とした災害に関する取組みをさらに社協全体の取組みに発展させることを念頭に、I 章として「災害に備えた区市町村社協の役割」、II 章として「災害と福祉のまちづくり」、III 章として「社協の体制づくり」の構成でとりまとめた。

その意味では、本書は「平常時」の取組み中心のまとめであり、被災・復旧期あるいは復興期に何をなすべきかという点については、十分な議論は行われていない。本書の性格を踏まえていただき、各社協の取組みの一助としていただきたい。

《今回、検討会で議論してとりまとめた部分》



● 検討会設置の問題意識と本書の対応項目

1. 災害への取組みが社協全体のものになっていない

- I. 2 (1) 災害と社協の役割 (P 3)
- III. 2 (1) 社協組織全体で災害への取り組みの意思統一 (P 24)
- III. 2 (2) 社協組織全体の事業継続計画づくりを進める (P 25)

2. 平常時からの地域づくりが災害時に役立つのではない

- II. 2 (1) 日常的な地域支え合い活動等をどのように展開すればよいか (P 10)
- II. 2 (2) 地域の諸団体とどのような連携をとっていくべきか (P 12)

3. 災害への取組みは区市町村との連携が求められるのではない

- I. 2 (2) 区市町村と社協 (P 7)
- II. 2 (3) 災害時要援護者の情報把握と共有をどのようにはかるか (P 19)

本書で扱う災害の範囲

「(自然) 災害」と一言でいっても、地震、風水害、火山の噴火災害など多様である。東京都においては「首都直下地震による東京の被害想定報告書」の見直しが行われ、発生頻度の高い地震として、東京湾北部地震及び多摩直下地震が想定されている。また、島嶼地域の火山噴火も一定周期ごとに発生しており、近年では都市型災害として「ゲリラ豪雨」が頻発し、局地的に洪水などの被害も起こっている。

本書では、特に「災害」の範囲を特定していないが、社協の事業継続計画 (BCP) などを策定する場合にも多様な災害を想定して取り組むべきと考えられる。

I. 災害に備えた区市町村社協の役割

1. 現状と課題

都内の区市町村社会福祉協議会（以下、社協）では、阪神・淡路大震災をひとつの契機に、「災害」に対する様々な取組みを実施してきている。社協と区市町村との災害時相互支援協定（以下、災害協定）の締結が進む中、平成 9 年には東社協と関東ブロック各市社協との協定、平成 20 年度には東京都社会福祉協議会（以下、東社協）と都内社協との協定が締結されるなど、広域での相互支援・連携の基盤整備も着実に進んできている。

社協では、ボランティア・市民活動センター等を中心に、災害ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの養成、行政や町会等との合同避難訓練の実施、地域の防災や防犯の点検活動、災害ボランティアセンターマニュアルの整備や立ち上げ訓練などに精力的に取り組んできている。

一方、そもそも「なぜ社協が災害に取り組むのか」といった疑問が住民や関係者からあがることもあり、社協の使命や災害に取り組む必要性が地域に十分浸透しているとは言いがたい状況にある。また、社協の組織としては、ボランティア・市民活動センター部署を中心にした事業展開が多く、社協全体として災害に備えていかなければいけないという意識もまだ希薄といえることができる。

〈検討会で出された主な課題〉

- ◇住民から「なぜ社協が災害に取り組むのか」と言われるように、災害に関する社協の役割が理解されていない状況にある。
- ◇災害時のボランティア活動について、ボランティアセンターでは検討や取組みを行っているが、社協全体でどのように取り組んでいくか整理されていない。
- ◇地域福祉活動計画等で災害に関する取組みが明記されていない場合がある。
- ◇区と社協が災害協定を結んでいない、または締結していても、実際に発災した際の具体的な内容の詰めをしていない状況がある。
- ◇公立施設が災害ボランティア拠点となっているが、指定管理者制度により、運営主体が行政から社協以外の民間法人になっており、協定上の位置づけなどの確認が課題となっている。

2. 今後の取組みと方向性

(1) 災害と社協の役割

1) 災害に備えた取組みは社協のミッションそのもの

社協の使命は「住民主体による福祉コミュニティづくり」である（「区市町村社協における今後の事業展開の方向性について」／平成 10 年 4 月）。すなわち社協は「住民が自らの地域の福祉課題を自らの問題として捉え、共に考え、行動することのできる地域社会づくり」を推進していく団体である。

阪神・淡路大震災以降、全国各地で発生するさまざまな災害において、社協は、災害ボランティアセンターの設置から始まり、被災からの復旧期、さらに他地区からのボランティアが引き上げたあとの地域を中心とした復興期において、行政をはじめとしたさまざまな機関・団体と連携して取り組んできている。各地の取組みをみると、もともとの住民同士や町会・自治会等の活動やつながりがあり、また日頃から社協がこれらの団体や活動と顔の見える関係がある地域ほど、災害発生時以降の被災地の救援・支援活動が円滑に進んでいることがうかがえる。

災害に関しては、国や地方自治体が住民の生命と暮らしを守る第一義的な主体として位置づけられるものの、国や地方自治体だけでは、その使命を達成することはできないことはこれまでの経験から明らかである。社協はこれまで町会・自治会や民生委員・児童委員協議会、福祉施設や機関、ボランティアや市民活動団体等との多様なネットワークを強みとし、地域福祉やボランティア活動の基盤づくりに積極的に取り組んできた。そのことを通じ、地域の住民や各種組織・団体間に顔の見える関係が築かれ、「何かあった時」に支え合える関係が地域の中で確立していくことが望まれる。

《なぜ、社協は災害に取り組むのか？》

【その 1】

社協は、ボランティア・市民活動の推進、小地域福祉活動等にこれまで取り組んできており、住民やボランティア、NPO、市民活動団体等地域の各種団体と密接な関係を築いている。これらの取組みは、災害時以降（発災～復旧・復興、生活再建）にも大きな力を発揮する。

【その 2】

社協は、社会福祉法に規定された「地域福祉推進の中核」として期待される「公共性」の高い「民間団体」である。区市町村との関係も深く、また、住民に近い団体として、区市町村全域を視野に入れた取組みが可能である。

【その 3】

社協は、すべての区市町村に設置され、全国、都道府県・政令市レベルでのネットワークを形成している。災害は日本全土のあらゆるところで起こりうる問題であり、その際、このネットワークの強みを最大限活かすことができる。

【その 4】

社協は、阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアコーディネーター派遣等の被災地への支援経験も積み重ねてきているとともに、発災時には、区市町村から災害ボランティアセンターの設置・運営等が期待されている。

2) 社協組織全体で取組み、地域へPRする

阪神・淡路大震災で注目されたことの一つとして「ボランティア活動」がある。また、被災地外から集まるボランティアを調整する「ボランティアコーディネーター」にも関心が集まった。そのような経緯もあって、これまでの社協は、住民による災害ボランティアの育成や災害時のボランティアのコーディネート、災害ボランティアセンターの設置などに取組みの比重が置かれ、地域福祉活動部門（特にボランティア活動推進部門）が中心に災害対応を担ってきている状況にある。

現在でも「なぜ社協は災害に取り組むのか？」との問いが地域住民から出されることから、社協の使命や役割、そしてなぜ災害に取り組むのかを住民に十分伝えていく必要がある。そのためには、一部署の取組みにとどまらず、社協の各部署の取組みに「災害」という切り口を取り入れ、社協組織全体として災害に備えた取組みを進める必要があると考えられる。

《災害に備えた平常時の社協の主な役割》

1. 情報の提供

- ・住民が行う災害への備えの具体的方法の周知
- ・社協の災害に備えた取組み、地域支え合い等の周知
- ・行政が実施している災害時要援護者支援に係る取組みの周知 など

2. 担い手の養成や研修

- ・住民やボランティアを対象とした災害に関する研修会の実施
- ・福祉関係者を対象とした災害に関する研修会の実施
- ・災害ボランティア等の育成や研修会の実施 など

3. 意識啓発や動機付け

- ・区市町村や町会・自治会等の主催する防災訓練への協力
- ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
- ・住民や福祉関係者を対象とした懇談会の開催 など

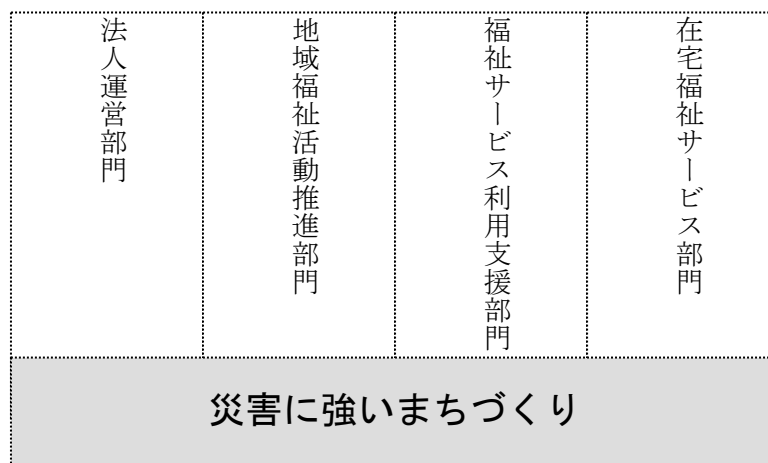
4. 支え合いの仕組みづくり・関係者とのネットワークづくり

- ・社協が進める小地域福祉活動と災害に向けた取組みの連携
- ・民児協が進める「災害時一人も見逃さない運動」との連携
- ・ボランティア、NPO、福祉施設・事業者等の連絡会づくり

5. 行政への提案

- ・行政の部署ごとに行っている防災施策と福祉施策の連携に向けた働きかけ
- ・災害時要援護者に関する個人情報の把握や共有への取組み など

《社協組織と「災害」のイメージ》



＜参考事例＞

【災害ボランティアセンター準備室の看板を平時から掲げる／調布市社協】

地域の防災訓練参加、街歩き、自治会とのつながり強化等、現在も災害対策として実施しているセンター事業を含め、「災害ボランティアセンター準備室」という看板を掲げ、市民の目に見える形で運営する。看板を出すことで、防災のことについて日常的に対応していることをPRし、住民への災害に対する意識啓発を図ることを目的としている。災害ボランティアセンター準備室の業務はあくまでもボランティアセンターが担当する業務の中のひとつである。今後、災害ボランティアセンター準備室で災害に関する協定書の整理、行政への交渉等も行いたいと考えている。

●東社協追記●

長野県の下諏訪町社会福祉協議会の取組みとして「災害救援ボランティア活動センター」の常設例がある。<http://www.shakyo-shimosuwa.or.jp/>

3) 地域福祉活動計画等において「災害」への取組みを明確にする

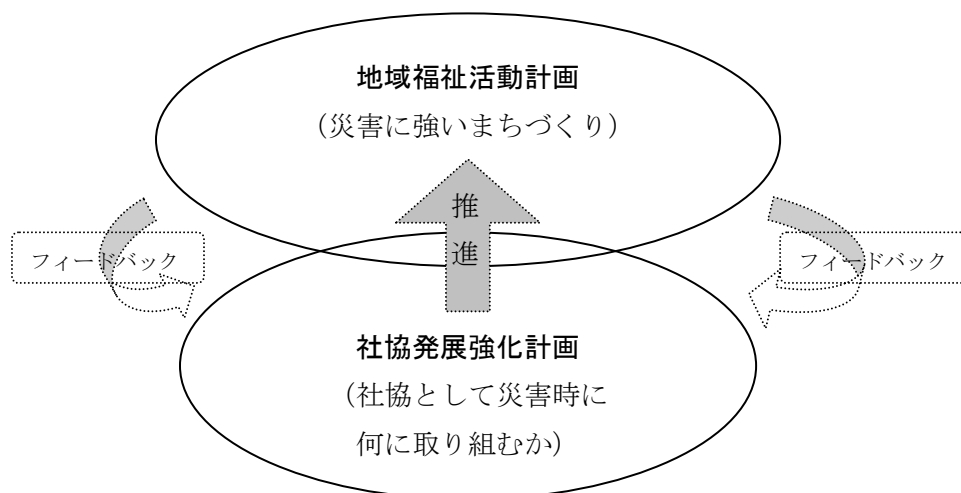
東京における「地域福祉活動計画」策定の取組みは、平成 2 年の老人福祉法及び老人保健法の改正を受け、東京都が平成 3 年に策定した「東京都地域福祉推進計画」と区市町村が策定する「地域福祉計画」、社協が呼びかけ住民が策定する「地域福祉活動計画」の 3 つの計画をあわせた「三相の計画」としてスタートした。今日では、ほとんどの社協で策定が進んでいる。

一方、「社協発展強化計画」は、地方分権や福祉予算の削減等を背景にし、社協の使命、事業、組織、財源等のあり方を協議し、社協の経営について社協自らが計画するものとして、近年、策定が進んできた。

「地域福祉活動計画」策定は、住民や関係団体が将来どのような地域を目指していくのかというコンセンサスづくりであり、「社協発展強化計画」策定は社協に係る人々や役職員がどのような社協を目指すかというコンセンサスづくりである。両者は補い合う関係であり、「社協発展強化計画」を「地域福祉活動計画」に盛り込む形で計画づくりに取り組む社協も少なくない。

そうした関係を鑑みると、「地域福祉活動計画」の中に「災害に強いまちづくり」などの項目を起こし、その取組み内容を記載するとともに、社協発展強化計画には災害に取り組む社協の役割や事業などを明記していく必要がある。

《災害を例とした地域福祉活動計画と社協発展強化計画のイメージ》



<参考事例>

【小地域エリアでの活動計画づくり／東村山市社協】

地域福祉活動計画の中で、「地区活動計画づくり」を重点目標に置き、モデル地区を設定し、住民懇談会を開催し活動している。モデル地区となっている萩山町では、住民懇談会の中で防災・防犯について何か取組みができないかとの声があがり、町の防災マップを作成し、町内全戸に配布した。その後、子育てに目を向けた活動や、小学校から「災害時の避難所とはどのようなものか体験会をしませんか」との声かけがあり「避難所設置運営訓練」を町の中で開催した。

(2) 区市町村と社協

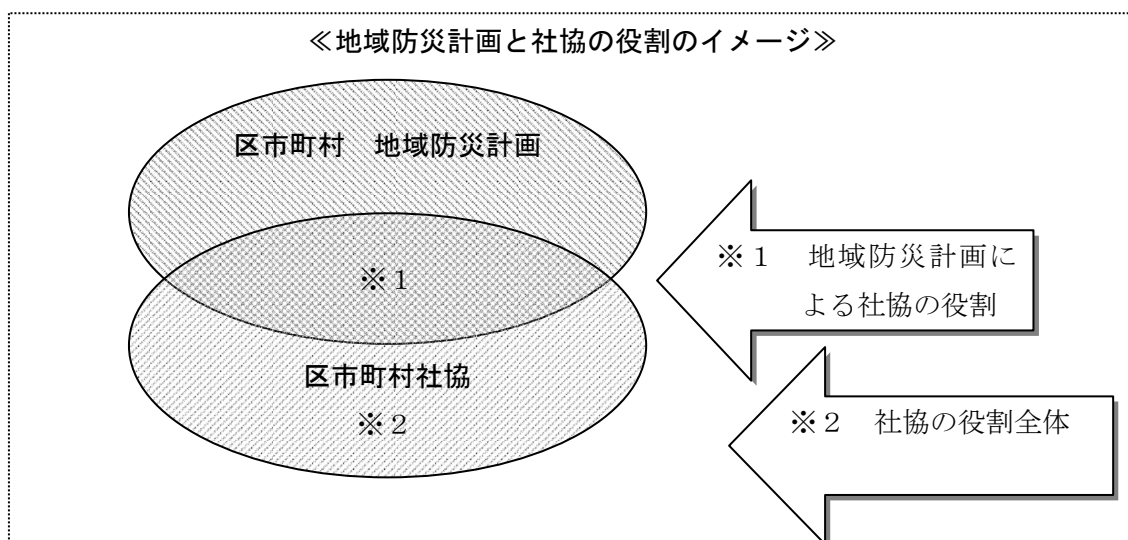
1) 区市町村との災害協定の締結を進め、その具体化を検討する

阪神・淡路大震災以降、多発する自然災害の発生により、国や地方公共団体による防災計画の策定や改定が活発である。そして、防災計画の具体化のため、社協も災害協定にもとづき計画の一翼を担い、区市町村と協働した災害への取組みが求められるようになってきた。協定の締結は、地域防災計画上、**社協の役割を明確化したもの**とすることができ、区市町村の施策の中に社協の役割を正式に位置づけるという意味で重要であるため、未締結の社協は締結に向けて積極的に取り組むべきである。

今日では、社協と区市町村との災害協定の締結は、都内では約 6 割（39/62・「都内区市町村社協データブック 2010」より）という状況まで進んでいるが、課題も抱えている。例えば、協定締結後、協定の運用や具体化について区市町村との協議がない状態も見受けられる。協定の締結後は、そこに示されている区市町村と社協が果たすべき役割について、区市町村と十分な協議を行っていく必要がある。発災時には、災害ボランティアセンターの立ち上げなど様々な判断を短期間に迫られるため、社協が主体的に災害ボランティアセンターを立ち上げられるような仕組みを協定の中にも位置づけることも必要がある。

また、近年、**指定管理者制度**の導入によって災害時の拠点となる公共施設が民間法人の運営に移っている場合がある。その公共施設が災害時の拠点と位置づけられていることを運営者側がよく理解していない場合も見られるため、区市町村を交えた確認・調整が必要である。

一方、区市町村と社協との協定に基づく取組みは、社協が本来担うべき地域福祉推進の役割の一部であると考えられる。よって、社協は、区市町村との協定に基づく取組みに留まらず、主体的に災害対応（または準備）に取り組む必要がある。



<参考事例>**【協定に社協の主体性も担保／千代田区社協】**

平成 16 年 1 月に区と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」を締結した。協定では、災害ボランティアセンターについて、区から社協へ要請した時に設置するとともに、社協自身が必要を認めた時にも設置できる規程となっている。また災害時は敷地・資機材について行政で用意することになっており、協定内容は社協にとっては動きやすいものとなっている。

<参考事例>**【行政との協定を契機に行政の姿勢に変化／福生市社協】**

ボランティアセンターは平成 16 年から運営委員による運営スタイルに変わった。その中で運営委員がいくつかプロジェクトを立ち上げ、災害に関するプロジェクトもできた。運営委員、行政、運営委員以外の市民の方も参加し、行政と社協間で協定締結に向けた協議が行われ、平成 19 年に締結された。締結以前も、毎年、市の防災訓練には参加していたが、協定締結をきっかけに、行政の防災訓練の中に社協の役割が正式に位置づけられた。また、災害ボランティアセンター設置開設訓練実施や、ボランティアセンターの災害時の役割・位置づけ等の周知を行政が積極的に行ってくれている。

<参考事例>**【あんしんネットワーク会議で行政へ提案／東村山市社協】**

社協が受託する障害者地域自立生活支援センター「るーと」が催した知的障害者が安全に暮らせる地域を考えるセミナーをきっかけに、保護者、施設職員、養護教諭、行政等によるネットワークが発足した。当事者への聞き取りなどを経て、要援護者対策のあり方を検討し、市の防災計画改正のタイミングに「災害時要援護者対策の検討と市防災計画への一提案」を提出した。その結果、「専門的避難拠点の確保」および「災害ボランティア（専門ボランティア）の確保」などの提案が、防災計画に盛り込まれた。

2) 行政との結びつきを強くする

社協は区市町村と密接な関係で事業を展開している。災害へ備えた取組みは区市町村主導で行われてきており、地域住民や各種団体とのネットワークを有する社協は、積極的に行政への係りを持つ必要がある。しかし、区市町村の災害を所管する部署は、防災関係部署と福祉関係部署等とに分かれることから、その両者との関係を築くとともに、いわゆる「行政の縦割り」の弊害を避けるべく部署間をつなぐ役割を果たしていくことが求められる。

II. 災害と福祉のまちづくり

1. 現状と課題

都内の社協は、東社協が平成 10 年に策定した「区市町村社協における今後の事業展開の方向性について（基本ビジョン）」に基づく、TCM構想（トータルコミュニティマネジメント）により、インフォーマル活動の充実や関係機関のネットワークづくりなど社協らしい事業展開を図ることに取り組んできている。

近年では特に、ふれあいいいききサロンや見守りネットワークづくり、福祉協力員等による地域に密着した活動の展開など住民の身近なところで地域支え合いを図る小地域福祉活動が活発に展開されるようになってきた。

また、「区市町村社協における災害への取組み状況アンケート結果」（平成 19 年度 東社協まとめ／事務局長会資料）によると、多くの社協が「災害時の要援護者を支えるネットワークづくり」を社協の役割と認識していることが伺え、防災まち歩きや災害時を想定した図上訓練、災害ボランティアリーダーの養成講座等を通じた「災害時に地域の核となる人材の養成」に力を注いでいることが分かっている。

一方で、地域の各種団体との連携に取り組んでいるものの、民生委員・児童委員や施設・事業者、NPO等との連携や協働、要援護者の情報の把握や他機関との共有などが大きな課題になっている。

〈検討会で出された主な課題〉

- ◇見守りの仕組みがあっても、利用を希望しない、または拒否する住民がいる。
- ◇町会や老人クラブなど従来からある組織・団体に加入したくないという住民が増えている。
- ◇発災時に現在の見守り活動が実際どこまで機能するか分からない。
- ◇福祉ニーズを持つ住民の把握と対応方法の検討が十分ではない。
- ◇地域福祉権利擁護事業等の所管部署は地域の福祉施設や事業者等とのかかわりが深い、地域福祉部署はかかわりが弱い。そもそも社協はコミュニティソーシャルワーク活動に十分取り組んでいるかどうか。
- ◇社協は、行政や社会福祉法人等の施設・事業者とはつながっているが、民間営利事業者とつながっていない。
- ◇事業者のネットワークと民生委員・児童委員のネットワークがつながっていない。
- ◇地域の防災訓練は土日に行うことも多く、地域の福祉施設や事業者はほとんど参加していない、または訓練の実施自体を知らない場合もある。
- ◇地域にある企業や団体とのつながりを持てるとよい。
- ◇地区によっては民生委員・児童委員に欠員が生じているため、欠員のある地区については状況が十分把握できていないところもある。
- ◇行政の防災関係部署と福祉関係部署の連携がとれると要援護者の情報ももっと集まるのではないかと。行政内の関係部署間の情報共有に意識の差があり、うまくいっていない。

2. 今後の取組みと方向性

(1) 日常的な地域支え合い活動等をどのように展開すればよいか

1) 災害時要援護者対策等を地域特性に応じて検討を進める

災害時要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人」である（「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」／平成 19 年 6 月／東京都福祉保健局）。具体的に言えば、一人暮らしや寝たきり、認知症などの高齢者や心身障害者、難病患者、妊産婦や乳幼児などを指しており、社協が平常時より各種の事業により支援を行っている者と大部分が重なる人々のことである。その他、日本語による情報では意志疎通が図れない外国人も災害時の支援対象となる。

これらの人々は、平常時から福祉サービスを利用しているなど生活上の様々な課題を抱えている場合が多く、災害時には生命の危機とともに、平常時よりさらに深刻な生活状況となることが予想される。よって、社協としては、区市町村等との連携のもと、これらの人々の状況や生活上のニーズを平常時より把握し、いざという時も生活の安定が極力図れるよう対応策を検討しておく必要がある。

一方、発災ですべての住民が被災する可能性もある。そういった意味では、災害時要援護者にとどまらず、地域住民（地域社会）全体を視野に入れた対策を講じていく必要がある。夕方から早朝にかけては住民の多くが在宅しているが、日中の発災では就業中の人々が「被災者」になったり、「帰宅難民」になったりする恐れがある。発災はいつ起こるか分からず、時間帯や復旧状況等に応じた検討が必要である。それぞれ地域特性に応じた検討が望まれる。

2) 住民同士の「顔の見える関係」、地域社会への「信頼感」を育む

発災時には、平常時からの住民同士のつながりがより重要となる。近隣や地域の状況が一番知っているのは住民であり、発災時に助け合いの仕組みが機能するか否かは、人と人との関係性による部分が多い。社協としては、小地域福祉活動や地区社協づくり、町会・自治会への支援等を通じ、普段からの住民同士の「顔の見える関係」づくりに努める必要がある。また、発災時には、区市町村や社協が即座に被災地で救援活動を行うことは難しい。むしろ、町会・自治会やサロンごと等、地域の身近なところで住民同士が声をかけあい、避難し、安否確認を行うなど、自主的な助け合いができる関係やネットワークづくりが望まれる。

一方、すべての住民同士が「顔の見える関係」を作っていくには様々な課題がある。例えば、地縁組織等に属していない人、賃貸居住者等の定住性の低い人、高層住宅に住んでいる人などは、特に地域とのつながりが薄く、発災後の助け合いなどにも課題を残すことが考えられる。社協は、地縁組織などと平常時からつながっていない人々を把握し、意識的に地域につなげるアプローチを行うことが求められる。また、福祉サービスが必要であるにもかかわらず、その利用や支援を拒む人などへも、民生委員・児童委員等との連携のもと長期的な働きかけを行い、遠くからの見守り体制を整備するなど、あらゆる住民が地域社会への「信頼感」を育めるような取組みを行う必要がある。

＜参考事例＞

【防災情報交換サロンで市民の防災意識をアップ／東久留米市社協】

東久留米市社協では、平成 20 年 5 月にボランティアによる「(仮称) 災害ボランティア連絡会」を開催した。その会合から災害・防災に関する市民啓発の必要性が出され、災害・防災という課題に向かって活動する人、団体の横のつながりを作るために『防災情報交換サロン』を開催するようになった。(同年 7 月～)

サロンでは、ボランティア団体が持つ防災の知識を体験するとともに、自治会で行う避難訓練や定期的な備蓄品チェックの防災パトロール隊など、自主防災組織等が取り組む先駆的な顔の見える関係づくりの事例を紹介している。サロンを継続する中で、複数の自治会が共同して実施する訓練も行われ、地縁組織同士やボランティア団体とのゆるやかな横のつながりの場ともなっている。

3) 社協と住民の強いつながりをつくる

発災時には、行政とともに社協が被災者支援の拠点となることが想定される。被災者の支援を行うためには、地域の実情やニーズを把握することが前提となる。そのためには社協は地域への係りを通じて、日ごろから住民や地域リーダー等とのつながりを持っていることが重要である。「どこの誰がその地域に詳しいか」「誰に頼めば事がスムーズに進むか」ということを社協職員が把握していることは、地域の「受援力」(※)を高め、外部からの NPO やボランティアの支援が入った場合にも大いに役立つことである。

以上のことを住民側から言えば「日ごろからつながりのある社協の〇〇さんなら話せる」という関係を築くことでもある。社協が平常時から住民から頼りにされ、発災時に住民の本音(ニーズ)が自然と集まってくるような地域との関係づくりが重要である。

◎ 受援力(キーワード)

「受援力(じゅえんりょく)」とは、近年、災害支援を検討する際に使われ始めたキーワードである。正確な定義はまだなされていないが、本書では仮に以下のような内容としたい。

◆-----◆

「受援力」とは、被災地が外部からの支援を受けとめる力のことを指す。外部から NPO、企業、社協等の民間団体が被災地の支援に入る場合、支援の効果を高めるために、当該地域に根をはっている団体との協働を志向する。社協のあり方而言えば、「社協が平常時から地域や関係団体・機関に頼られる存在」であるかどうかと問われるということである。市内には社協以外にも様々な団体やネットワークが存在する。災害時に「外部からの支援を受け止めることができ、外部からも必要とされる社協」という視点が求められる。

(2) 地域の諸団体とどのような連携をとっていくべきか

1) 住民、地域の諸団体による小地域の「プラットフォーム」づくりを行う

災害が一度起こると地域に存在する団体や住民すべてが被災する可能性がある。発災時に身近な地域で自主的な支え合い活動が行われるためには、平常時から地域の福祉活動を推進する基盤となる組織があるかどうかによるところが大きい。町会・自治会などの地縁組織はその基盤となる可能性が高く、社協が町会・自治会に福祉部を作ることを促し、福祉活動の担い手を地域から募るような形も考えられる。また、町会・自治会との連携のもと、小地域エリア（学区や民生委員・児童委員の担当エリア等）にあるボランティア団体やNPO、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員、施設・事業者、企業、学校・PTAなどにより構成される地域ごとの組織やネットワークを作り、様々な関係者がそれぞれの特色を活かして参画できる地域の福祉活動の拠点整備に取り組む形も考えられる。

以上のことは、全社協では「**地域福祉推進基礎組織**」と称し、東社協ではあらたな「**地区社協**」づくりとして提案しているものである。

<参考事例>

【地区社協づくりにより、福祉活動の基盤を整備／世田谷区社協】

世田谷区社協では、28 の地区社協を設置している（5つの地域事務所）。深沢地区社協では、地域福祉推進委員である民生委員・児童委員が高齢者実態調査の際に地区内で支援を必要とする高齢者の調査をした(民生委員・児童委員の「一人も見逃さない運動」が進んでいなかったが、地区社協は民生委員・児童委員や町会等と一緒に活動できることから)。そして地区社協の中に「高齢者見守り部会」を発足させ、対象となる高齢者を地図上に落とし込み、民生委員・児童委員や町会の役員等にも配布を行い、災害時だけではなく地区社協の広報誌の配布時に確認等も行っている。これらの取組みから、地区内の高齢者の姿が見えてくるとともに、調査対象となった高齢者にも地域から気にかけてもらえているという安心感を持ってもらえたなどの成果があった。

<参考事例>

【全町に福祉協力員会を設置／東村山市社協】

町ごとに福祉協力員会があり、全 13 町で 600 名ほどが活動。高齢者の見守り活動、個別支援活動のほか丁目ごとのお楽しみ会や福祉カレッジ、男の料理教室などの活動を行っている。町ごとの福祉協力員会には、社協職員が地区担当として2名体制でかかわっており、町内の自治会、福祉施設、民生委員・児童委員との連携を図っている。民生委員・児童委員は福祉協力員も担ってもらっているため、町の状況、独居高齢者等の情報については把握しやすい状況にある。

＜参考事例＞

【東京都の助成事業を活用し防災マップを作成／足立区社協】

足立区千住地区町会では、平成 20 年度から東京都生活文化スポーツ局の「地域の底力再生事業」を活用し、「仲町いきいき安全・安心まちづくり事業」に取り組んでいる。

足立区社協とも連携し、災害時要援護者に対応するモデル地区の取り組みをおこなっている。平常時の声かけは、「千住仲町まちづくり協議会熟年いきいき部会」が行っており、75 歳以上の独居者を対象に、行事のお誘いなどを兼ねて年 3 回訪問している。また、「災害時ご近所助け合いプランの作成」、「熟年いきいき手帳」、「防災マップ」の作成等を実施している。



防災マップ（表紙）



熟年いきいき手帳（表紙）

2) 「災害」や「防災」をキーワードに諸団体間の協働を促進する

社協は地域のあらゆる団体と連携し、平常時から地域づくりに取り組んでいる。災害はいつ起こるか分からないものであるため、地域の諸団体は平常時には災害や防災を意識することは少ない。社協は機会をみて災害や防災をテーマとした協働の取り組みを行う必要がある。以下には、主な団体としてボランティア・市民活動団体、民生委員・児童委員協議会、福祉施設・事業所、企業との連携を取り上げる。

◇ボランティア・市民活動団体

社協では、一般的にボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティア・市民活動団体への支援や連携を図っている。ボランティア・市民活動団体は、それぞれのミッションを元に、社会福祉、社会教育、自然環境保護、国際協力など多様な活動に取り組んでおり、社協はそれらの活動を支援するとともに、「災害」や「防災」をテーマとする活動の見直しや取り組みができるような働きかけをすることが求められる。また、災害時には避難所支援や生活の再建など、平常時より多様な専門性やネットワークが必要とされる。狭い意味での社会福祉分野の団体との連携にとどまらず、多様な活動分野の団体との連携を図っていく必要がある。

阪神・淡路大震災以降は、社協が災害ボランティア養成講座などに取り組み、その修了生による活動グループも結成されるようになった。また、災害時の対応に専門的に取り組む市民活動団体や広域ネットワークも増え、全国の様々な支援の経験から、被災地

支援のノウハウも蓄積している。社協は、多様な分野の活動団体とともに、「災害」や「防災」に専門的に取り組むボランティア・市民活動団体とも積極的に連携を図る必要がある。

<参考事例>

【学生の力を平常時は地域活動に／千代田区社協】

千代田区社協と国際ボランティア学生協会（千代田支部／263 人登録）で災害ボランティアの運営に関する協定を締結した。さらに、災害時だけでなく、平常時の活動（サロン）にも学生に関わってもらうことで、学生と住民との間に普段から顔の見える関係作りを行い、災害時に学生たちがスムーズに地域で活動できるような試みを行っている。

<参考事例>

【ともに行う防災訓練等／調布市社協】

市民活動支援センター（ボランティアセンター部門）が研修により養成した「災害時ボランティアコーディネーター」のグループと連携して、市内小学校体育館を利用して「避難所体験講座」を年間数回実施しており、その際には近隣の自治会や消防団に協力をいただく場合もある。昨年度は東京災害ボランティアネットワークが主催する「首都圏帰宅困難者徒歩訓練」実施にあたり、調布市や地区協議会、企業、大学、青年会議所等と協働してゴール地点およびエイドステーション2ヶ所の設置を行った。

◇民生委員・児童委員協議会

平成 18 年 4 月より、民生委員制度創設 90 周年を期して、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）により、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」をもとに全国的に展開されている。これを受けて東京都民生児童委員連合会（以下、都民連）では、これまで都内の単位民児協へ向けて、要綱や手引きの紹介、「都民連だより」での広報、地区代表会長・単位民児協会長・就任 3 年以上の民生委員・児童委員などを対象とした研修の実施などに積極的に取り組んできている。

運動の展開については、全民児連では 5 つの段階に分けて提示され、都民連ではステップ 2 まではすべての単位民児協で取り組むよう提案をしている。また、ステップ 3 以降については、情報提供を行いながら、各単位民児協の自主的な取組みを促している。

- ◇起 点 自己点検
- ◇ステップ 1 組織点検
- ◇ステップ 2 緊急連絡網の整備
- ◇ステップ 3 単位民児協ごとの取り組み
- ◇ステップ 4 各団体・組織との連携

※「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実践の手引き」（全民児連／平成 18 年 3 月）より

平成 19 年 10 月からは二次の運動が全国的に展開されている。全民児連によれば、単
位民児協組織としての取組みとして以下の 7 項目を挙げている。

＜単位民児協組織としての取組み＞

- ① 民生委員・児童委員、主任児童委員間の緊急時連絡網を整備し、その連絡網を使っ
た情報伝達訓練を実施する。
- ② 自然災害について学習する。
- ③ 各民生委員・児童委員が整備した要援護者台帳を元に、要援護者の状況に応じて色
分けした災害福祉マップを作成し、要援護者の所在地や避難場所などを把握する。
※要援護者台帳及び災害福祉マップは個人情報を含むため適切に管理を行う。
- ④ 要援護者台帳及び災害福祉マップの更新作業を定期的に行う。
- ⑤ 関係機関・団体の連絡先を把握し、災害発生時速やかに連絡できるよう備える。
 - ・ 行政（防災部局、民生委員・児童委員担当部局）
 - ・ 消防署
 - ・ 社会福祉協議会
 - ・ 町内会・自治会
 - ・ 消防団・自主防災組織 等
- ⑥ 関係機関・団体と情報交換を行う。
- ⑦ 行政などが行う防災避難訓練に参画・協力する。

上記の「単位民児協組織としての取組み」をみても分かるとおり、社協と民生委員・
児童委員協議会で連携して取組めることは多い。一緒に「学習会」を開催したり、「災害
福祉マップ」づくりなどは、平常時の見守りの取組みに関連させて地域で実践できる格
好のテーマである。今後、民生委員・児童委員を含む関係者のネットワークづくりを進
める中で、民生委員・児童委員協議会との連携を積極的に進める必要がある。

＜参考事例＞

【災害をテーマに民児協と意見交換／豊島区社協】

平成 19 年度、全民児連による「災害時一人も見逃さない運動」の一環で作成した「災
害福祉マップ」を契機に、豊島区防災課、豊島区民児協、豊島区社協の三者合同によ
る災害支援講演会「私たちのまちの災害支援を考える」を開催した。

また、豊島区社協では、年 1 回程度、地区民生委員児童委員協議会との意見交換会
を行っている。平成 20 年度に行われた意見交換会では、「地域でできる災害時におけ
る要援護者対策」について意見交換が行われ、「災害時に要援護者を支援するには、日
頃からの見守り活動、地域住民とのつながりが大切」ということを参加者一同が再認
識した。意見交換会后、民生・児童委員の一斉改選などで新たな委員が加わったこと
もあり、地域の状況を一つひとつ確認しながら、これまでに作成した「災害福祉マッ
プ」の更新作業が開始された。

◇福祉施設・事業所

地域の中には高齢者、障害者、子どもを対象とする様々な施設や事業所がある。そこには入所や通所または訪問といった形で利用者がおり、災害が発生した場合、通所の利用者が被災したり、入所施設の損壊から利用者が避難所へ移らざるを得ないことも生じる可能性がある。また、訪問型のサービスの場合、利用者の安否確認やサービスの継続も課題となる。一方、施設・事業所が地域の要援護者の「福祉避難所」の役割を果たす場合も想定されるなど、施設・事業所が地域においてはたす役割は大きいと考えられる。

しかし、発災時には、施設・事業所の職員だけでは事態に対処できないことも多く発生することが想定されるにもかかわらず、施設・事業所の災害に対する意識や取り組みは必ずしも十分な状況にはない。また、災害時には、介護保険や障害者自立支援法の利用契約型の事業所（特に小規模の事業所）は、利用者へサービスができなければ報酬が入らず、経営上のリスクが高まるなどの課題も抱えている。

社協はこうした状況を踏まえ、平常時から施設・事業所による連絡会を設置する、あるいは職能別のネットワーク（例 ケアマネジャーの連絡会）を形成する、基幹地域包括支援センターを受託するなどの方法を通じ、身近な福祉の専門家である施設・事業所が災害時にも最大限発揮できるよう連携をすすめることが求められる。災害をテーマとした協議の場、研修の場を、社会福祉法人、NPO法人、営利法人等幅広く対象とし、積極的に設けていくことが求められる。

また、施設・事業所の「専門性」を地域に活かしていく視点も重要である。例えば、地域の防災訓練で車いすの扱い方を施設職員に指導してもらい、または、子どもへの心理ケアを学ぶなど、施設・事業所と地域住民や地縁組織、民生委員・児童委員などとながりを強化していくことも求められる。

＜参考事例＞

【基幹地域包括支援センターの機能を活かした事業者との連携／足立区社協】

足立区社協では、区内 25 ヶ所の地域包括支援センターを取りまとめる基幹地域包括支援センターを受託している。震災をテーマにするなど包括職員向けの研修を定例的に実施したり、介護サービス事業所向けに「地震発生時の行動マニュアル」（案）を行政と連携し作成するなどしている。その他、介護保険事業所の部会の際、災害時における要援護者の安否に関する情報提供協力依頼を区の危機管理室災害対策課と社協の基幹包括支援センターの職員が行うなどしている。また、大規模な地震が発生した際に流す防災行政無線放送の内容、安否情報提供方法の流れ等を説明。民生委員・児童委員が災害時の災害時要援護者リストを管理し、災害時の安否確認・避難プランづくりを進行中のため、連携・協力を事業所へ呼びかけるなどしている。

<参考事例>**【基幹地域包括支援センターの機能を活かした地域づくり／足立区社協】**

区が実施している「あんしんネットワーク」の仕組みは社協が提案して実現したものである。災害時要援護者となる高齢者を平常時から見守る仕組みができないかとの考えから、町会自治会連合会の地区連合会エリアと民生委員の地区が同じ 25 地区だったこともあり、このエリアごとに地域包括支援センター（当時、在宅介護支援センター）が設置された。ボランティアによるあんしん協力員（話し相手等）、商店街・銭湯・郵便局等が登録しているあんしん協力機関（地域包括支援センターや専門相談協力員につなぐ）、民生委員による専門相談協力員（相談を受け、地域包括支援センターと連絡をとり、必要な支援を検討）、地域包括支援センターを中心に、地域のつながりをつくっている。

<参考事例>**【福祉事業所を対象に災害時減災講習を実施／大田区社協】**

平成 20 年度事業として、福祉事業所を対象に、災害に対する意識啓発を図ることを目的として、「福祉事業所向けの災害時減災講習会」を実施した。前半は区防災課、東京災害ボランティアネットワーク（NPO）による講義を中心に、後半は災害時に想定される状況やどのようなことができるか等グループワークにより意見交換を行った。参加者からは、「地域とのつながり、働きかけが不足していたことを痛感しました」などの意見が出され、好評であった。

◇企業

地域には自営業者や商店（街）、中小企業など様々な事業所がある。これらの事業所は営利を目的とする団体ではあるものの、地域あつての事業、**社会的責任**などの観点から、地域への貢献に関する意識が近年高まっている。自営業者や商店（街）などは地域の見守りネットワークにすでに参加している場合もあり、一定規模の企業は独自に**社会貢献活動**を展開している。また、事業所は事業活動を通じた様々なネットワークを持つとともに、日中には多くの従業員がおり、事業所の建物や社屋、商品や備蓄なども災害時には大いに役立つことが考えられる。

社協は、地域の大きな社会資源である事業所を、地縁組織、民生委員・児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体なども積極的につなげ、災害時にまちをどのように守るかといった視点から、これら事業所も地域のネットワークに積極的に参加できるように取り組む必要がある。

<参考事例>**【災害をキーワードに企業を含むネットワークづくり／調布市社協】**

市民活動センターには、日頃から地域に貢献したいという企業からの相談があり、特に災害に関することは関心が高い。「災害」を共通テーマに地域企業とのネットワークづくりができるのではないかと思い、平成 21 年度に約 70 社に「災害対策に関するアンケート調査」を実施した。内容としては、「災害に備えて行っている取組み」、「発災時に地域に対して取組めること」、「災害対策において地域の他組織に期待すること」、「行政や企業、市民活動団体等様々な団体によるネットワーク組織への参加希望」などを伺った。結果、約半数の企業からネットワーク参加の希望が上がってきた。



(3) 災害時要援護者の情報の把握と共有をどのようにはかるか

1) 災害時要援護者の情報の把握と共有の必要性

近年、地域との関係が薄れ、住民でも近隣の状況が分からないという地域も多くなっている。高齢者の「孤独死」が社会的な問題となっているように、災害時には、高齢者、障害者等が確実に避難行動を取れるか、関係者により安否確認等スムーズに行えるかなど大きな課題となっている。こうした状況を背景に、区市町村が中心となって、災害時に備えるために要援護者情報を把握し、各種団体であらかじめ共有しようとする動きが全国的に取り組まれている。社協においては、区市町村への協力を進めるとともに、小地域福祉活動、地域福祉権利擁護事業、在宅福祉サービス事業などを通じ、災害時に要援護者が大きな生活被害にあわないよう平常時から地域関係づくりや避難支援等に関する検討や取組みなどが求められるようになった。

2) 区市町村が進める災害時要援護者の情報把握・共有への協力と提案

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日付け厚生労働省関係部局による課長連盟通知）によれば、新潟県中越沖地震において、要援護者の情報共有が不十分であったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった反省を踏まえ、都道府県宛てに、区市町村が要援護者の情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施についての取組みを早急に実現することを求めている。

その中では、福祉関係部局において漏れのない情報把握に努めるとともに、行政のみでは把握することのできない情報については、民生委員・児童委員等へ依頼することにより、その把握に努めることとされている。また、要援護者情報の共有については、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係機関と共有しておくことが必要であるとされている。

しかし、要援護者リストづくりにおいて、国が推奨する「関係機関共有方式」は、個人情報保護審査会への諮問など所定の手続きが必要であることから、区市町村は消極的であると言われている。「手上げ方式」でリストづくりを進めている場合もあるが、要援護者の自発的な意志にゆだねられているため、十分に情報収集ができないという課題もある。

地域では、区市町村、民生委員・児童委員、町会・自治会、社協、地域包括支援センター等がそれぞれに情報を収集しているため、効果的な情報の共有となっておらず、住民としては混乱してしまうなどの問題があがっている。

社協として、行政を含む関係機関・組織が連携し、一定の仕組みのもと、要援護者の情報の把握や共有がなされるような取組みや働きかけを行っている地区もある。また、情報共有にとどまらず、区市町村がすすめる災害時要援護者への見守りシステム等の構築や避難支援計画へ取組みに社協が積極的に参画する必要があると考えられる。

(※参考：災害時等における適切な要援護者支援のための社会福祉協議会の取組み課題について／全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会／平成 19 年 10 月 17 日／50 ページ参照)

＜参考事例＞

【災害時・緊急時支援カードにより情報共有／荒川区社協】

災害時・緊急時支援カードは、民生委員・児童委員の訪問により作成している。対象は、「ひとり暮らし高齢者登録をしている方」、「65 歳以上で親族が歩いて 5 分以内に住んでいない」ことを条件に、約 2300 件の登録がある。

カードは複写になっており、本人、民生委員・児童委員、荒川区社協、地域包括支援センターでそれぞれ保管している。「関係機関共有方式」と「本人同意式」を兼ねた情報共有となっている。（詳しくは 23 ページ参照）

3) 社協内で要援護者の情報共有を進める

社協は地域において地域福祉推進の中核として、様々な取組みを実施している。ふれあいサロンや見守り等の小地域福祉活動の推進、介護保険等の公的なサービスやインフォーマルな在宅福祉サービス、福祉サービス利用援助、福祉施設の運営等の様々な取組みの中で接する住民は多く、それらの住民は災害時要援護者ともなりうる可能性が高い。現在、社協の部署ごとに個人情報を管理していると考えられるが、それらの情報を社協全体で共有し、発災時に有効に活用できるよう方策を検討しておく必要がある。

ただし、各事業はそれぞれの目的があるため、要援護者対策のためにどのような範囲の情報共有が必要で、どのような活用が考えられるかなど、プライバシーの確保や個人情報保護法を十分考慮した上での取組みが望まれる。

② 「個人情報」と「プライバシー」（キーワード）

社協をはじめ町会・自治会、民生委員・児童委員等においては、見守り等の適切な援助を行うために必要な個人情報を把握し、様々な福祉活動を展開している。その中では、当然、住民の様々なプライバシーに触れることになる。

平成 17 年 4 月から施行された個人情報保護法では、5,000 人を超える個人情報を事業活動に利用している個人情報取扱事業者に、各種の適切な対処を行うべき義務が課されるようになった。

個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を峻別できるもの」を言う。

一方、プライバシーとは個人情報のように客観的な基準ではなく、「個人の私生活に関する、人に知られたくない情報」と言うことができる。プライバシーは人と人のかかわりの度合いによって異なる主観的な基準に基づくものであり、個人情報取扱事業者にとどまらず、広く地域住民やボランティアも守らなければならないものである。

社協は、地域福祉活動や防災や災害時の救援等に個人情報を積極的に活かし、住民の生命や暮らしを支えるための情報把握や共有の取組みが求められる。一方、地域福祉活動の推進で必要となる個人情報を見極め、個人情報取扱事業者として法律に基づいた義務を履行するとともに、各種事業を通じて知りえた個人のプライバシーを侵害しないような仕組みを構築する必要がある。

（参考：社会福祉・介護事業現場における個人情報保護と情報共有の手引き／東京都社会福祉協議会／平成 17 年 11 月）

4) 要援護者の情報を持つ地域のキーパーソンや団体との連携を強める

都内は他県と比べると区市町村の人口が多い。前記2)のように、行政や関係機関の連携により要援護者リストの作成等に取り組むことは重要であるものの、発災時にそれがすぐに活かせるかどうかは未知数である。また、要援護者リストには、本人の同意が得られない方やリストの対象外となる方は名簿に掲載されない、常に情報を更新しないと正しい情報とは言えないなどの課題がある。

こうした状況を踏まえ、社協では、要援護者の情報を持つ地域のキーパーソンや団体との連携を強める必要があると考えられる。具体的には町会・自治会長や民生委員・児童委員、または地域の諸団体のリーダーなどであり、関係機関であれば、地域包括支援センター、相談支援事業者（障害者自立支援法）・子ども家庭支援センターなどのセンター的機能を持つ機関、あるいは訪問や通所型の各種事業所、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）などが挙げられる。すべての要援護者の情報を把握し、それらを活用する方法がある一方、「あの人に聞けば〇〇さんについては分かる」「〇〇さんは〇〇さんが知っている」というキーパーソンや団体との連携を活かした地域の仕組みづくりも必要である。

5) 要援護者自らがヘルプを発信できる仕組みづくり

区市町村などが進める要援護者リストは、その情報は町会長や自治会長や関係機関でまとめて保管する場合が多い。しかし、発災した現地においては、要援護者リストによる安否等確認には時間を要し、即応性の面では課題を抱えている。また、リスト保管先が被害に遭い、リストをすぐに取り出せない可能性なども残っている。

これらとは異なった手法の取組みとして、要援護者が自分の名前や住所、障害の有無、必要なケアや医療などを自ら携帯し、支援者に要援護者のことを個別に理解して支援してもらえるような「携帯カード」または「手帳」などを作成するという方法がある。この方法は、支援の必要性というものは個別性が高く、人それぞれの条件やその時々状況により異なるということを踏まえたものであり、不特定多数の市民が要援護者を平常時から支援する際にも有効な方法である。

＜参考事例＞

【あなたとわたしをむすぶヘルプカード・ヘルプ手帳／東村山市社協】

ヘルプカード・手帳は障害者が町中で困った時に周囲の方の支援をお願いできるようにと、平成 19 年に作成したものである。「障害者地域自立生活支援センターるーと」を事務局とした東村山市あんしんネットワークの当事者、関係者、市民 10 数名を中心に、当事者や家族へのアンケートや意見収集を経て完成した。

ヘルプカードについては、平成 22 年 1 月末時点で 1,500 枚を配布。市の職員が東村山あんしんネットワーク企画委員会のメンバーだったため、行政からも広報を行ってもらうことができた。また、福祉協力員の活動の中にも組み込み普及を図った。地域の人への緊急時の支援協力と、障害等に対し理解を図るため開始されたが、現在は高齢者にも広がってきている。



私は、皆さんの支援が必要です。

下記の連絡先へ、連絡してください。
ふりがな _____

私の氏名 _____

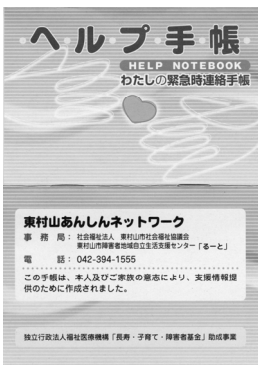
連絡先の電話 _____

連絡先名（会社・機関名など） _____

呼んで欲しい人の名前 _____

（関係） _____

支援をして欲しい内容を詳しく記入した手帳を _____ に入れています。



お願い!

私の名前は _____ です。
私は、皆さんの支援が必要です。
この手帳には私の支援してもらいたいことが、書いてあります。
この内容を参考に支援をお願いします。

**まず初めに、
連絡先に連絡してください。**

その後、あなたの出来る範囲で構いません。
手帳に記載されている内容を参考に、
支援をお願いします。

自宅以外の連絡先 緊急時の連絡先です。

連絡先・1

私の氏名 _____
連絡先電話 _____
連絡先名（会社・機関名） _____
呼んで欲しい人の名前 _____
（関係） _____

連絡先・2

私の氏名 _____
連絡先電話 _____
連絡先名（会社・機関名） _____
呼んで欲しい人の名前 _____
（関係） _____

*連絡先に連絡がつかない場合は、お手数ですが、警察まで連絡をお願いします。

私の情報です

氏名 _____
名前 _____
住所 _____
連絡先 _____

障害名
疾病名 _____

特徴 _____

こうしてもらえると、**安心**です

こんなことが、**苦手**です

禁忌（アレルギー等があります）

このような、サポートが必要です

かかりつけの病院

病院・1

病院名 _____ 主治医 _____
電話番号 _____

病院・2

病院名 _____ 主治医 _____
電話番号 _____

薬について

ふだん、薬を飲んでます。

薬の種類	量	飲む時間

◆この手帳を、わたしが記入した日

年 月 日 / 年 月 日
年 月 日 / 年 月 日

◆ご支援頂きありがとうございます。
ご支援くださった方は、下記支援状況欄に状況等をご記入願います。
(記入できる範囲で結構です)

月 日	支援内容・状況など	支援者名・連絡先

荒川区社協提供

災害時・緊急時支援カード（ひとりぐらし高齢者用）

民生委員児童委員用	東尾久地区		
災害時・緊急時支援カード(ひとり暮らし高齢者用)			
民生委員児童委員	1. 町会に入っている 町会名		
	2 町会に入っていない		
生年月日 年 月 日	血液型 A 型 B 型 O 型 AB 型 RH(+ -)		
緊急時の家族等の連絡先			
氏 名	続柄	住 所	電話番号
居住建物構造	1. 一戸建て 2. 集合住宅 階 エレベーターあり・なし		
健康・身体状況			
歩行困難 杖使用	服薬あり・なし 内容 入れ歯 使用している 使用していない		
車椅子使用			
腎臓透析			
視力障がい			
聴覚障がい			
その他			
かかりつけ医・病院			
名前	電話		
介護保険サービスの有無	ケアマネージャー(事業所名)		
デイサービス(事業所名)		
ホームヘルパー(事業所名)		
訪問看護(事業所名) その他()		
緊急通報システム あり・なし			
<p>◆尾久地域包括支援センター(特別養護老人ホーム・信愛のぞみの郷内) 荒川区西尾久 1-1-12 / 電話 3893-3555 ・ FAX3893-3599</p> <p>◆荒川区役所福祉高齢者課 / 電話 3802-3111 FAX3802-0202</p> <p>◆荒川区社会福祉協議会 / 電話 3802-2794 ・ FAX3802-3831</p> <p>※このカードにおける個人情報については、責任をもって管理し本事業以外には、一切使用いたしません。</p> <p style="text-align: right;">記載年月日:平成 年 月 日</p>			

Ⅲ. 社協の体制づくり

1. 現状と課題

社協はこれまでの全国の災害の経験を踏まえ、ボランティアセンター部署を中心に、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルやその中核業務である災害ボランティアのコーディネート具体的な方法を定めたマニュアルなどの作成に取り組んでいる。また、社協の組織として、これらのマニュアルの一部、または独立した形で、発災時の緊急対応の手順等を定めた職員マニュアルの作成などに取り組んできた。

しかし、「そもそも社協として災害になぜ取り組むのか」、「役職員間で意識が十分統一されていない」、「マニュアルも作ったままで実効性に不安がある」、「発災時の対応はある程度定めているが、社協全体の事業継続に関する議論や取り決めができていない」などの課題があがっている。

とりわけ重要になってきている**事業継続計画**（ Business Continue Plan ）は、平成 13 年の米同時多発テロ以降、欧米などで必要性が指摘され、日本においても企業や行政などの分野で徐々に計画づくりが進められているものである。社協の取組みの統計データはないが、内閣府調査（※）によると福祉施設における策定状況は 0.6%に過ぎず、福祉施設の 92.1%が事業継続計画を「知らない」との回答しており、医療や福祉の分野で取組みの遅れが指摘されている。

（※）「特定分野における事業継続に関する実態調査」（平成 21 年 3 月／内閣府（防災担当）

〈検討会で出された主な課題〉

- ◇社協の組織として、災害に取り組むことについて、職員の意識の統一が必要。
- ◇「災害」に関するものはボランティアセンターの仕事とみなされている部分がある。
- ◇職員に災害対応職員マニュアルの内容が十分に浸透していない。
- ◇マニュアルの内容が「発災時の対応」にとどまっている。事業継続のための検討は行われていない。

2. 今後の取組みと方向性

（1）社協組織全体で災害への取組みの意思統一

事業継続計画を立てる前に重要であることは、「災害時には社協全体で率先して住民の生活をサポートする」ということを、社協組織全体で確認することである。災害協定で定められていることは社協業務の一部であり、社協の各部署を超え組織全体で災害に係る支援を担うという意思統一が求められる。事業継続計画はすべての部署に係ることであることから、計画の策定にあたっては、全部署がかかわる形の職員 P T などを経て策定されることが望まれる。

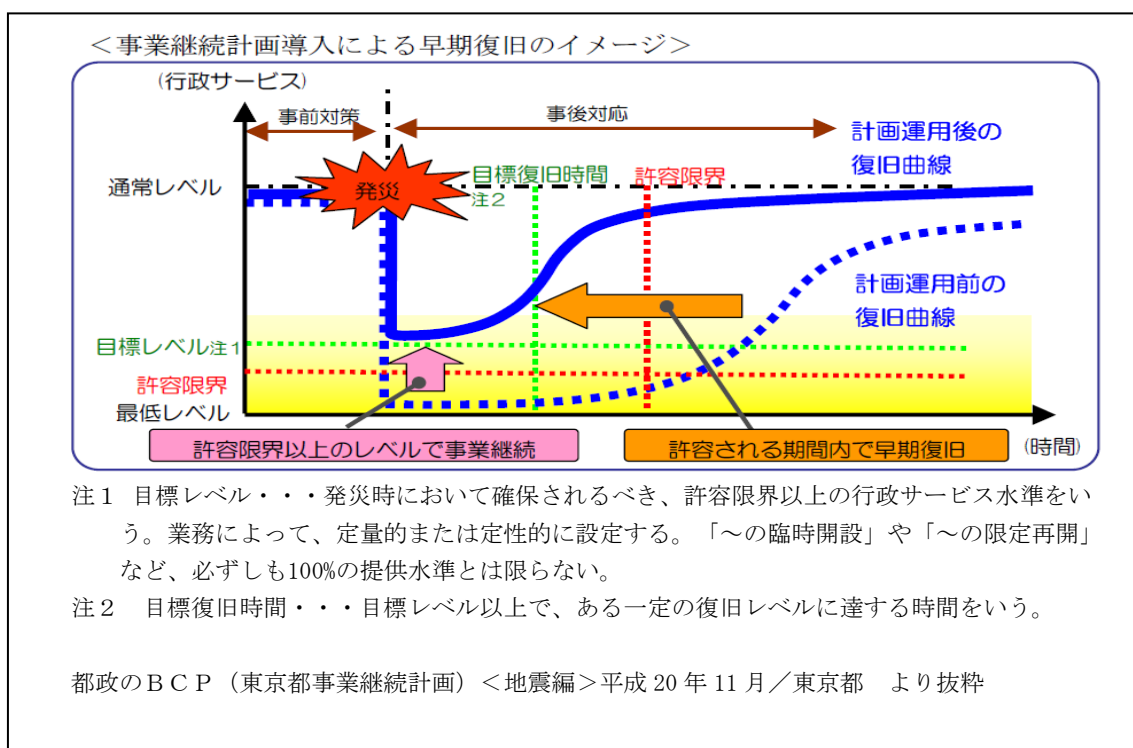
(2) 社協組織全体の事業継続計画づくりを進める

事業継続計画策定の目的は「災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める」ことである。

具体的には、事業継続や中断の「基本方針」をまずたて、地震などの自然災害、または新型インフルエンザ等の病気の流行などのリスクに対してどのような被害や影響があるのか想定をたてることがまず求められる（地震の場合は、「東京都首都直下地震による東京の被害想定報告書」などを参考とするとよい）。

次にその想定にそって、各事業の優先度を検討し、「やること」と「やらないこと」を予め決めておくことが重要である。社協の事業には、介護、家事援助、保育支援などの在宅福祉サービス、受託している福祉センターの維持や福祉施設・作業所等の運営、権利擁護事業を通じた認知症高齢者や知的障害者等の金銭管理を含む生活の支援、見守りやふれあいいきいきサロン等小地域福祉活動の事業など直接利用者を支援する事業が多くある。その中でも何を最優先・重点とするかを検討する必要がある。その他、災害ボランティアセンターの立ち上げや生活福祉資金の特例貸付なども災害の状況に応じ取組みの必要が生じるため、社協全体での検討が必要である。

そして、当該業務の時間の経過に応じた課題をあらゆる面から洗い出しとその対策を検討しながら、計画の精度を上げていくことが求められる。また、社協では避難訓練や消火訓練などを実施しているところも多いが、そうした定期的な機会を捉え、計画を絶えず見直していくこともあわせて求められる。



＜参考事例＞

【災害対応を記した携帯型マニュアルを作成／中央区社協・中野区社協・東村山市社協】

都内社協では、災害に備えて携帯型のマニュアルを作成している地区がある。携帯することによって災害への意識を持ち続け、何かあった時に確認ができる緊急時のマニュアルの作成は有意義であると思われる。

◆「職員災害時行動ポケットマニュアル」（中央区社協）◆

内容—マニュアルの目的、社協の役割、非常配備体勢の確立、災害ボランティアセンターの設置、施設・資機材等の確保 など。

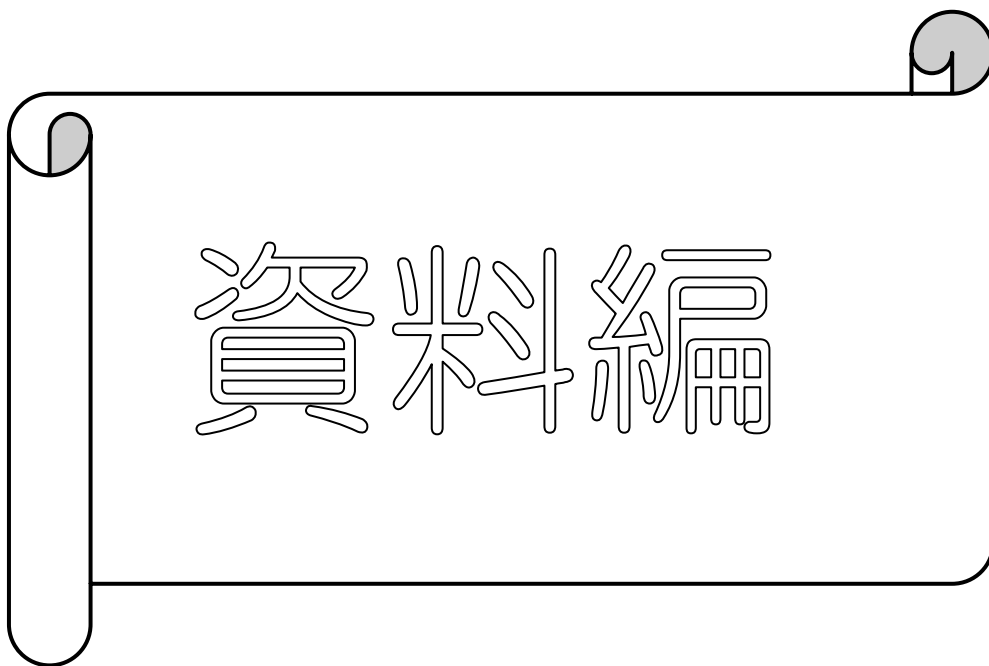
◆「中野区社協災対ミニマニュアル」（中野区社協）◆

内容—大規模災害時の基本姿勢、中野区社協災害対策センター組織図、緊急連絡先一覧、各課組織対応、災害対策センターの設置と活動、日常的な危機管理への取り組み など。

◆「東村山市社協職員 災害時行動マニュアル」（東村山市社協）◆

内容—対応すべき災害規模、参集時の注意事項、連絡経路、業務時間内の対応、業務時間外の対応、係内の連絡網、社協災害対策本部組織図、市内地図 など。





資料編

参考文献・資料

《報告書・資料》

- ㊦ 「特定分野における事業継続に関する実態調査」／内閣府（防災担当）／平成 21 年 3 月
- ㊦ 「被災者中心の災害ボランティアセンターとするために」／NORMA N0196（全社協）／平成 18 年 4 月
- ㊦ 「災害時に生きる日常の地域福祉活動」／NORMA N0231（全社協）／平成 21 年 10.11 月
- ㊦ 「災害時等における適切な要援護者支援のための社会福祉協議会の取り組み課題について」（都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長宛文書）／全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会／平成 19 年 10 月 17 日
- ㊦ 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実践の手引ー全国の単位民児協で取り組みを始めよう！ー／全国民生委員児童委員連合会／平成 18 年 3 月
- ㊦ 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 進捗状況調査報告書」／全国民生委員児童委員連合会／平成 19 年 11 月
- ㊦ ブックレット「災害時要援護者の安全確保のためにー避難支援プラン作成に向けてー」東京都福祉保健局総務部総務課／平成 21 年 3 月
- ㊦ 都政の B C P（東京都事業継続計画）／東京都／平成 20 年 11 月
- ㊦ 都政の B C P（新型インフルエンザ編）素案／東京都／平成 22 年 2 月
- ㊦ 社会福祉・介護事業現場における個人情報保護と情報共有の手引き／東京都社会福祉協議会／平成 17 年 11 月

- ㊦ 「高齢者みまもりの活動に向けて」／深沢地区社会福祉協議会 高齢者みまもり部会
- ㊦ 「ちよだ災害ボランティアセンターへの協力に関する協定書」／国際ボランティア学生協会・千代田区社会福祉協議会／平成 20 年 12 月 5 日
- ㊦ フリーペーパー「ちよだ ご近所かわらばん 特別号」／千代田区社会福祉協議会
- ㊦ 「千代田区の災害時要援護者対策について」（地域包括支援センターへの説明資料）／千代田区防災課／平成 22 年 1 月 19 日
- ㊦ 「災害時におけるボランティア支援活動等に関する協定書」／板橋区・いたばし総合ボランティアセンター／平成 19 年 3 月 28 日
- ㊦ 「災害時における応急・復旧支援活動等に関する協定書」／板橋区・いたばし総合ボランティアセンター／平成 19 年 3 月 28 日
- ㊦ リーフレット「支えあえる地域を目指して」／足立区あんしんネットワーク
- ㊦ 地域包括支援センター職員研修会資料／平成 21 年 1 月 22 日
- ㊦ 「災害時における要援護者の安否確認に関する情報提供についてのお願い」（区内介護・福祉サービス事業者宛文書）／足立区
- ㊦ 「地震発生時の行動マニュアル（案）」／足立区社会福祉協議会
- ㊦ 「千住仲町防災マップ」／千住仲町会・千茶会・千住仲町まちづくり協議会熟年いきいき部会／平成 21 年 3 月
- ㊦ 「何か困ったときの強い味方！ 熟年いきいき手帳」／千住仲町まちづくり協議会熟年いきいき部会／平成 20 年 3 月
- ㊦ 「災害対策に関するアンケート調査報告書」／調布市市民活動支援センター／平成 22

年1月

- ④ 大規模災害に対応する調布社協のしくみづくり中間報告／調布市社会福祉協議会災害対策プロジェクトチーム／平成18年3月
- ④ 「東村山市社協職員災害時行動マニュアル」／東村山市社会福祉協議会／平成18年12月
- ④ 「地域で安心して暮らすために あなたとわたしをむすぶヘルプカード・ヘルプ手帳―東村山あんしんネットワークの取り組み―」／東村山市社会福祉協議会／平成21年3月
- ④ 「災害時要援護者対策の検討と市防災計画への一提案―東村山あんしんネットワーク企画委員会―」／東村山あんしんネットワーク企画委員会／平成17年8月
- ④ 「災害対応職員マニュアル」／福生市社会福祉協議会／平成20年12月
- ④ 「ボランティアセンター視察レポート 下諏訪町社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの視察へ行ってきました」ボランティア情報ふれあい通信／稲城市社会福祉協議会／平成21年12月

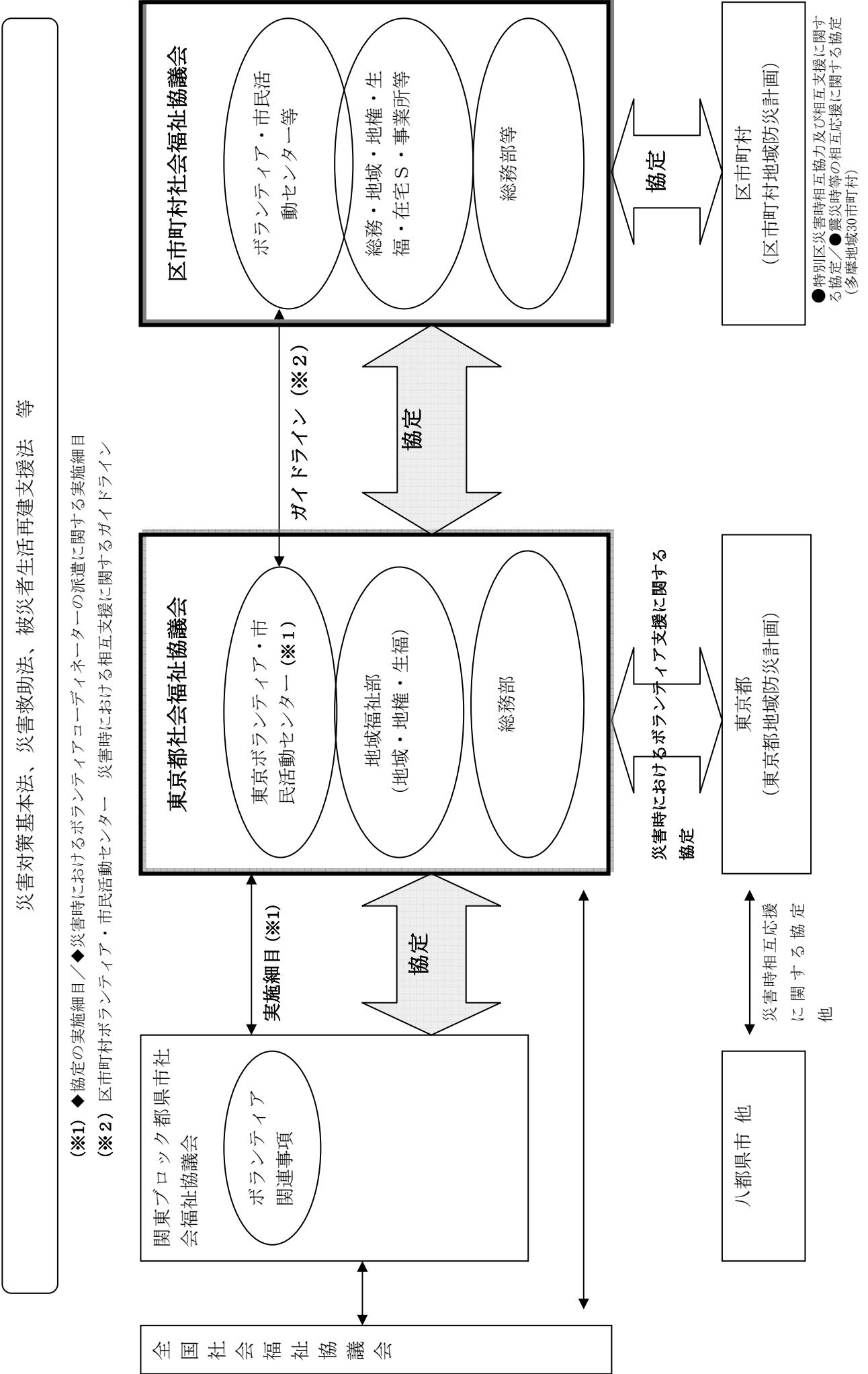
- ④ 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 取り組み状況チェックシート／東京都民生児童委員連合会／平成18年
- ④ 平成18年度 東京都委託研修 現任(2) 民生・児童委員研修資料(災害対策コース) 他研修資料／東京都民生児童委員連合会／平成19年

- ④ 「三宅島災害・東京ボランティア支援センターからの報告」／三宅島災害・東京ボランティア支援センター／平成13年3月
- ④ 美しい島、三宅島。三宅島の未来づくりに参加しませんか？(帰島支援事業中間報告書)／三宅島災害・東京ボランティア支援センター／平成17年3月

《新聞・雑誌》

- ④ 福祉施設における事業継続のために／月刊福祉 2009.11(全国社会福祉協議会)
- ④ 人間関係の再構築に向けた福祉実践と個人情報保護の課題／月刊福祉 2007.3(全国社会福祉協議会)
- ④ 「緊急時 企業・団体の事業継続計画 目標遠く達成18%」／毎日新聞／平成21年7月25日
- ④ 「檜原村 要援護者リスト作れない 『孤独死』に個人情報壁」／毎日新聞／平成21年7月30日
- ④ 「外国籍の市民 初の防災訓練 東村山」／朝日新聞／平成21年11月29日
- ④ 「福祉避難所」広がらず 推奨15年 指定自治体4分の1／毎日新聞／平成21年12月6日
- ④ 「災害時要援護者対策 全体計画策定 まだ1/3」／都政新報／平成22年1月15日
- ④ 「阪神大震災の震災障害者問題 やっと始動」／毎日新聞／平成21年1月15日
- ④ 「阪神・淡路大震災から15年 地域防災体制の見直しへ」都政新報／平成22年1月15日

災害に関する社会福祉協議会や地方公共団体との協定等の状況



東京都社会福祉協議会と〇〇区社会福祉協議会における 災害時相互支援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、〇〇区内において、地震、噴火、津波、豪雨、豪雪等の災害により、住民生活に支障が生じ、〇〇区社会福祉協議会(以下、「〇〇区社協」という)が単独で十分な救援活動が実施できない場合に、〇〇区社協と東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という)が相互に連携・協力し、効果的かつ円滑に被災者への支援活動等を行うために必要な事項を定めるとともに、「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」(以下、「関プロ協定」という)に基づき職員派遣等を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(災害時連絡窓口)

第2条 〇〇区社協及び東社協は、災害発生時に被災者への速やかな支援活動が遂行できるよう、あらかじめ災害時の担当窓口(以下「災害時連絡窓口」という)を定め、それを相互に連絡するものとする。

2 〇〇区社協及び東社協は、前項に定める災害時連絡窓口に変更が生じた場合には、速やかに相手方へ報告するものとする。

3 東社協は、災害発生時において、〇〇区社協を含めた東京都内の区市町村社会福祉協議会(以下、「区市町村社協」という)と緊密に連絡を取り合うよう努めるものとする。

(支援の手続き及び決定)

第3条 〇〇区において災害が発生した場合、〇〇区社協は、次の事項を速やかに東社協に連絡するものとする。

(1) 被害状況及び被災者への支援活動の状況

(2) 東社協に対する支援要請の必要性の有無とその内容

(3) 他の区市町村社協(以下、「他社協」という)に対する支援要請の必要性の有無とその内容

(4) 支援活動を行うにあたって想定される活動拠点の概況等

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 東社協は、〇〇区社協に速やかに職員を派遣し、被害状況等を把握したうえで、前項(2)及び(3)による支援要請を受けた場合には、支援を実施するか否かを決定するものとする。

3 東社協は、〇〇区社協と協議のうえ、関プロ協定に基づく関プロ合同本部の設置並びに他県・政令指定都市社協への支援要請を実施するか否かについて決定するものとする。

(他社協からの支援要請への対応)

第4条 〇〇区社協は、東京都内の他地区において発生した災害につき、当該他社協に対する支援の要請が東社協からあった場合には、都内社協の相互支援の精神に基づき、できる限りこれに応じるものとする。

2 東社協は、関プロ協定に基づき設置された関プロ合同本部から、同協定第4条第2項に基づく支援要請があった場合には、同協定第6条第1項の(2)に基づき、〇〇区社協を含む区市町村社協に対して、職員派遣等の要請をすることができることとし、〇〇区社協は、可能な範囲でこれに協力するものとする。

3 〇〇区社協が自主的に行う都外支援活動はこれを尊重し、当協定支援と重なる場合は〇〇区社協と協議する。

(支援の内容)

第5条 第3条第1項の(2)及び(3)に基づき実施することができる支援の種類は次のとおりとし、具体的な支援内容等については、〇〇区が設置する災害対策本部等の方針をふまえ、〇〇区社協、支援を行う他社協(以下「支援実施社協」という)及び東社協の協議により決定する。

- (1) 以下の業務への従事を目的とした職員の派遣
 - ア 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する業務
 - イ 被災者のニーズの把握、生活支援に関する業務
 - ウ 生活福祉資金特別貸付に関する業務
 - エ その他、被災者等への救援活動に必要な業務
- (2) 被災状況、ボランティア募集、募金等に関する情報提供
- (3) 支援活動に必要な物品、資材及び器材の募集並びに斡旋
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他、〇〇区社協が必要とする支援

(経費の負担)

第6条 第5条に定める支援に要する経費は、原則として、支援を実施した東社協または支援実施社協の負担とし、〇〇区社協はこれを負担しない。ただし、東社協は関係機関との調整等により、支援実施社協の負担を補填できるものとする。

(勤務の取扱い)

第7条 第5条の(1)により派遣された職員の勤務は、支援実施社協における勤務と同様の扱いとする。

(準用)

第8条 〇〇区社協が第4条に基づき他社協への支援を実施する場合には、第5条から第7条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、東社協と〇〇区社協が協議をして別に定めるものとする。
2 この協定に基づく災害時の相互支援については、区市町村社会福祉協議会部会及び同事務局長会等において、随時、協議及び情報交換を行い、必要に応じて協定内容を見直すこととする。

付則

この協定は平成20年4月1日より施行する。

上記の協定の成立を証するため、この証書を東社協及び〇〇区社協間で2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

社会福祉法人 _____ 社会福祉協議会
会 長 _____

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
会 長 大 竹 美 喜

区市町村ボランティア・市民活動センター

災害時における相互支援に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的

「首都直下地震想定」（中央防災会議・平成17年）や「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議・平成18年）など、最新の被害想定などによれば、切迫性の高い東京湾北部地震、多摩直下地震では広範囲にわたる壊滅的な被害が想定されている。

近年多発している、地震等の災害で住民生活に甚大な被害が発生した場合、区市町村ボランティア・市民活動センターを中心に、様々な団体、機関が関わり「災害ボランティアセンター」を設置運営するようになってきているが、大都市における広範囲な壊滅的被害に際しては、区市町村間の相互支援体制が不可欠と考えられる。（東京都「災害時における広域ボランティア活動拠点計画」に準拠）

本ガイドラインは、東京における災害に向けて、社会福祉法人東京都社会福祉協議会と各区市町村社会福祉協議会と締結した協定の下、実務が想定されるボランティア・市民活動担当部署との連携を目的として作成する。なお、このガイドラインの運用においては、区市町村ボランティア・市民活動センターの日常的なネットワークに基づいた、地域の中間支援センターとしての専門性を発揮したニーズ把握、ボランティアコーディネーション、長期にわたる支援活動を行うための相互支援体制の確立を目的とする。

なお、このガイドラインにおける災害とは「首都直下地震」等を指し、台風その他による広域的・大規模風水害の場合はこれを準用する。

2. 災害発生時の拠点設置について

①活動拠点の開設

東京ボランティア・市民活動センター及び被災地区市町村ボランティア・市民活動センターは、可能なかぎり速やかに災害ボランティアセンターを設置し、原則として現地活動拠点とする。

被災地区市町村内に複数のボランティア・市民活動センターがある場合は、同時に災害ボランティアセンターを開設することとし、各センター間で地域ごとの役割分担をする。

また、ブランチをもつセンターは各ブランチに補助的な機能を持つ窓口を開設することとする。

②支援拠点の開設

被災地外の区市町村ボランティア・市民活動センターは、当該区市町村の被災状況の有無に関わりなく、被災地区市町村支援のため、速やかに災害ボランティアセンターを設置する。

3. 相互支援体制の確立

①情報収集

東京ボランティア・市民活動センター及び被災地外災害ボランティアセンターは各々被災地の状況把握のために移動手段・連絡手段等を確保し、スタッフを現地に派遣する。また、相互協力の体制づくりにむけて各センター間の連絡手段の確保に努める。

②支援体制の確立

被災地区市町村における災害ボランティアセンターの即時立ち上げが不可能な場合は、近隣区市町村の災害ボランティアセンター間の相互協力により、被災地周辺に応急の活動拠点を複数立ち上げ、被災地災害ボランティアセンターの機能確立にむけた支援に努める。

③広域支援の確立

東京ボランティア・市民活動センター及び被災地外災害ボランティアセンターは協定を締結している関東ブロックの社会福祉協議会や関係団体・NPO及び全国にむけた情報発信に努力し、広域的な支援体制の確立に努める。

東京ボランティア・市民活動センターが即時機能できない場合は、被災地外災害ボランティアセンター間の相互協力により広域支援体制の確立に努める。

4. 日常的な相互連携

①当該区市町村との協定内容について

協定内容として最も重要なのは設置場所と考えられる。センターの事務機能を果たせ、支援地域に近接しており、かつボランティアのオリエンテーションや待機機能を持ち、物資の保管等もできる一定規模を持った施設が望まれるが、そうした機能を持つものは公共施設が多い。大規模災害では、公共施設等で被害が少なく一定の規模をもったものは避難所として確保されていくので、事前に協定で決めておく必要がある。

また災害時の通信手段、活動のための資材等や、センター運営のための費用負担をどうするかについて、事前に双方の役割分担を決めておくことが必要である。

さらに、災害時に向けたコーディネーターの養成や関係機関・団体との日常的な連携構築等も決めておくこととする。

②隣接区市町村との連携の構築

大規模災害時には隣接区市町村との連携は不可欠となる。とりわけ東京都に隣接する、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県の各市町村との日常的な情報交換、連携の強化を図る。

③通信手段・移動手段の確保

相互支援のための初動の通信手段としては防災行政無線があるが、多くのセンターではこの無線が使用できる環境にはないと考えられる。行政と協議し無線使用を可能にする条件整備が必要であるが、当面の対応として、衛星携帯電話の導入が効果的と考えられる。財源の関係で困難な場合は、行政との協議により協定の取り決めとするなどして導入を進める。また交信範囲は狭いが地域内での通信手段としては簡易無線の導入も効果的である。

初動の移動手段として、自転車、オートバイなどの配備に努める。また事前にバイクレスキューや移送サービス団体等との協議による連携も図る。

5. 相互支援のためのスタッフ派遣システム

①事前登録

東京ボランティア・市民活動センターでは、初動時の即時対応のために、区市町村ボランティア・市民活動センターの協力を得て、初動期に動くスタッフを事前に登録する。

当該スタッフは災害発生時、当該区市町村の被災状況、所属するボランティア・市民活動センターの運営状況等を考慮した後、活動体制が取れる場合、東京ボランティア・市民活動センターの派遣要請の有無に関わらず、相互支援確立のための活動を始めることとする。なお、事前登録スタッフは原則として以下の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 災害ボランティアセンター運営の経験を有するスタッフ
- (2) 東京ボランティア・市民活動センターが実施する「災害ボランティアセンター」に関する研修を受講したスタッフ
- (3) その他の市民活動センター等が実施する「災害ボランティアセンター」の研修に参加し、かつ、このガイドラインの趣旨を理解・賛同するスタッフ

*この要件は他県の災害支援の際に東京ボランティア・市民活動センターが派遣要請を行うスタッフにも同様に適用する。

*登録スタッフは、ボランティア・市民活動センターを所管する組織に属している者とするが、ボランティア・市民活動センターの担当であることを条件としない。

*登録スタッフは、当該災害発生時の活動に際し、東京ボランティア・市民活動センター発の依頼文が無くても動ける体制をつくるため、訓練や会議等の実施の際は協力する。

②研修の実施

東京ボランティア・市民活動センターは、「災害ボランティアセンター」に関わる研修を毎年実施する。なお、研修の実施に際しては、参加を希望する多くのスタッフの受講を可能にするため、研修開催の時期、回数、実施方法について、区市町村ボランティア・市民活動センターの意見を聞き、改善に努める。

③訓練の実施

東京ボランティア・市民活動センターは、このガイドラインの効果を高めるため、区市町村ボランティア・市民活動センターに協力を仰ぎ、各地域の実状に合わせた「災害ボランティアセンターに係る訓練」を実施する。

④その他

ガイドラインは、社会情勢の変化その他変更の必要がある場合、区市町村ボランティア・市民活動センターおよび登録スタッフ等との協議を経て、適宜修正・加筆をおこなう。

資料第 80-42 社会福祉法人東京都社会福祉協議会との協定

(都生活文化スポーツ局)

「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑なボランティア活動支援を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

なお、本協定における乙の実施主体は、乙が運営する「東京ボランティア・市民活動センター」とする。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時において、甲と乙が、効率的・効果的なボランティア活動支援が行えるように相互に連携し、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(情報の収集・提供)

第 2 条 甲と乙は、災害時において、連携してボランティアに関する情報を収集し、都民等に対して迅速かつ的確な情報を提供することとする。

2 甲と乙は、連携して都民及び関係機関等からのボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

3 甲と乙は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に迅速かつ円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

(広域ボランティア活動拠点の開設・運営)

第 3 条 甲は、災害時において、全国から都に参集するボランティアを一時的に受け入れ、ボランティアを必要とする区市町村等に派遣するため、必要に応じて広域ボランティア活動拠点（東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定（平成 14 年 5 月 31 日東京都告示第 730 号。総務局災害対策部防災計画課））を開設する。

2 乙は、甲の要請に基づき、開設する広域ボランティア活動拠点に、ボランティアの受け入れや派遣等の調整を行うコーディネーターを派遣する。

(人材育成)

第 4 条 乙は、コーディネーターとなる人材を育成し、その質の向上に努め、甲は、乙に対し必要な協力することとする。

2 甲と乙は、災害対策訓練等を共同して実施し、甲乙に所属する職員等の防災意識の向上に努めることとする。

(支援体制の整備)

第 5 条 乙は、区市町村ボランティアセンター等とのネットワークを構築するとともに、都外のボランティア活動を支援する組織等と連携を強化し、災害時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(雑則)

第7条 この協定は、平成16年7月15日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年7月15日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
知事 石原慎太郎

乙 東京都新宿区神楽河岸1番1号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
会長 堀田力

関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会

災害時の相互支援に関する協定

平成9年4月24日

(目的)

第1条 この協定は、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会（以下「都県市社協」という。）の管内で、地震等による災害で住民生活に甚大な被害が発生した場合、都県市社協の相互支援の精神に基づき、社協活動の専門性を発揮した救援活動を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として広域にわたる大規模地震、噴火、津波、豪雨、豪雪等で、被災市町村が広範囲に及び多数の人的、物的な被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じ、都県市社協の救援を必要とする場合とする。

(幹事社協の設置)

第3条 この協定に基づく日常的な取り組み及び災害時の組織的な救援活動の準備を行なうために、都県市社協に幹事社協を設置する。

- 2 幹事社協は、2社協とし、任期は1年とする。
- 3 幹事社協は、都県市社協事務局長会議において選出する。
- 4 幹事社協の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 相互支援のための日常的な情報・資料の収集、提供に関すること
 - (2) 災害発生直後の被災状況の把握及び相互支援に関する連絡、協議に関すること
 - (3) 関東甲信越静ブロック都県市社会福祉協議会福祉救援合同本部（以下「関ブロ合同本部」という。）の設置に関すること

(関ブロ合同本部の設置)

第4条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動を円滑に実施する為に、関ブロ合同本部を被災地、又は隣接都県市社協に設置するものとする。

- 2 都県市社協は、関ブロ合同本部から支援要請があった場合は、可能な範囲で支援するものとする。
- 3 関ブロ合同本部は、都県市社協が派遣した職員で構成する。
- 4 関ブロ合同本部の本部長は、都県市社協から派遣された代表者で構成する本部会議で選出する。
- 5 関ブロ合同本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災地の都県市社協との連絡、調整に関すること
 - (2) 被災情報の収集、提供に関すること
 - (3) 救援活動計画の策定及び都県市社協に対する支援要請に関すること

(4) 救援活動の終了時期の決定に関すること

6 関ブロ合同本部が必要と認めた場合、全国社会福祉協議会に「全社協福祉救援全国本部」の設置を要請する。

(連絡の窓口)

第5条 都縣市社協は、あらかじめ相互支援協定に関する連絡担当部課を定め、必要事項を幹事社協に提出するものとする。

(支援の内容)

第6条 相互支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 都縣市社協職員の派遣

都縣市社協職員は、次の業務に従事する。

ア 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供

イ 被災地支援のボランティアのコーディネート

ウ 生活福祉資金特別貸付の実施

エ その他救援活動に必要な事項

(2) 市町村社協職員の派遣

都県内市町村社協の職員を派遣要請等を行うことができる。

(3) ボランティアの支援

都縣市社協は、ボランティアによる救援活動が効果的に行われるよう、その支援に努める。

(4) 福祉施設等職員の派遣調整

被災福祉施設等に対し、都県・指定都市行政と協議及び連携し、職員派遣の調整を行う。

(5) 救援活動に必要な物品、資材及び機材の提供及び斡旋

(経費の負担)

第7条 救援活動に要する経費は、救援した都縣市社協の負担とする。

2 関ブロ合同本部の運営に要する経費は、都縣市社協が共同して分担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、都縣市社協事務局長会議の協議を経て定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月24日から適用する。

附 則

この協定は、平成19年10月10日から施行する。

実施細目

平成9年4月24日

(目的)

第1条 この実施細目は、「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定（以下「協定」という。）」第8条に基づき、協定の実施に必要な細目を定めるものとする。

(幹事社協の選任・役割)

第2条 協定第3条第3項に定める幹事社協の選任は、別紙1「幹事社協年次一覧表」により選任するものとする。

2 協定第3条第4項第2号に定める幹事社協の役割に基づき、幹事社協は災害発生直後に次の業務を行う。

- (1) 状況に応じ、被災地へ管下職員を派遣し、被災状況を把握の上、都県市社協へ情報提供を行う。
- (2) 被災都県市社協と相互支援に係る当面の内容について協議を行い、次の事項について速やかに都県市社協へ伝達する。

ア 都県市社協職員派遣の必要の有無

イ 都県市社協職員の派遣が必要な場合、派遣期間、必要人数、派遣場所、活動内容

ウ 県外からのボランティア募集の必要の有無

エ 県外からの福祉施設等職員派遣の必要の有無

オ 物品・資材及び機材の提供及び派遣の必要の有無

3 幹事社協が被災した場合や何らかの事情で活動できない場合は、次年度の幹事社協がその任を担うこととする。また、もう一つの幹事社協が全体の調整を担うこととする。

(連絡の窓口等)

第3条 都県市社協は、協定第5条の定める連絡の窓口を別紙2「連絡窓口所管部課報告書」により、毎年4月15日までに、幹事社協に提出するものとする。

2 幹事社協は、毎年4月末までに、協定第5条の定める都県市社協の連絡の窓口を別紙3「災害相互支援連絡窓口一覧」にまとめ、都県市社協に送付するものとする。

(支援の内容)

第4条 協定第4条及び第6条に定める支援の社協職員、ボランティア等は、支援都県市社協を表示する腕章、名札などの標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な器材等を携行するものとする。

(経費の負担等)

第5条 協定第6条に定める社協職員の派遣旅費・宿泊や食糧、救援活動で使用する物品、資材、器材等の費用は、救援した都縣市社協が負担するものとする。

2 派遣職員の宿泊等については、派遣する都縣市社協が確保するものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項は、都縣市社協事務局長会議において協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定の発行する日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成19年10月10日から施行する。

災害時におけるボランティアコーディネーターの派遣に関する実施細目

平成16年7月9日

関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会（以下「都県市社協」という。）は、「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定（平成9年4月24日関東ブロック都県指定都市社会福祉協議会会長会議決定）」（以下「協定」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき、相互の密接な協力関係が必要との立場に立ち、その圏内で発生した災害時の被災地支援のため、被災した現地災害ボランティアセンターに、ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣する細目について、以下のとおり定めるものとする。

（活動拠点）

第1条 被災地の都県市社協又は市区町村社協は、できるだけ速やかに災害ボランティアセンターを設置するよう努め、原則として活動拠点とする。

（臨時の拠点）

第2条 災害ボランティアセンターの即時立ち上げが不可能な場合は、協定第3条に定める幹事社協が中心となって、臨時の拠点を設置することができる。

（支援・協力）

第3条 災害ボランティアセンターの立ち上げ時、及び立ち上げ後について、要請に応じて都県市社協はコーディネーターを派遣し支援・協力する。

（要 請）

第4条 災害ボランティアセンターは、日時・場所・期間・人数等、協力内容を明示して、幹事社協に、コーディネーターの派遣を要請する。

（情報収集）

第5条 幹事社協は、災害の状況に応じて被災都県市社協の要請がなくとも職員を派遣し、被災都県市社協と協力し情報収集につとめ都県市社協に情報提供する。

2 幹事社協は、災害の状況に応じて、コーディネーターを派遣するため、都県市社協相互間において連絡・調整する。

（交代）

第6条 コーディネーターの派遣要請期間が1週間を超える場合は、交代でその任に当たることを原則とする。但し、その調整に当たっては、災害ボランティアセンター及び幹事社協、または、協定第4条に基づいて設置された関ブロ合同本部と協議の上、行うものとする。

(役 割)

第7条 コーディネーターは、災害ボランティアセンターの責任者の指示のもと、主に以下の役割を担う。

- (1) 関連情報の収集・発信
- (2) 市町村ボランティアセンター及びその他の活動拠点等の連絡調整及びボランティアの需給調整
- (3) ボランティアセンターの運営に必要な物資の受け入れ及び拠点の設置
- (4) 現地災害対策本部及び各関係機関・団体との連携並びに救援・支援活動

(報 告)

第8条 災害ボランティアセンターの責任者は、派遣されたコーディネーターと常時協議し、状況に応じた対応を講じ、その内容を都県市社協に定期的に報告するものとする。

(経費等)

第9条 派遣されたコーディネーターに要する経費等については、原則として実施細目第5条を準用する。

(補 償)

第10条 派遣されたコーディネーターが業務中事故等に遭った場合、都県市社協は通常の業務と同様の取り扱いを行う。

(協 議)

第11条 災害ボランティアセンターは、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会以外の道府県指定都市社協ボランティアセンター等からの支援を必要とする時は、全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センターと連絡調整のうえ、道府県指定都市社協または各ボランティアセンターなどにコーディネーターの派遣を依頼することができる。

- 2 都県市社協管内の市区町村社協のコーディネーターの派遣依頼については、各市区町村社協と協議のうえ、本細目を準用することができる。なお、必要に応じ各都県市社協と市区町村社協は、協定を結ぶ努力を行うものとする。
- 3 この細目に定めのない事項で緊急性がある場合は、幹事社協と被災県社協で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この実施細目は、平成16年7月9日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成19年10月10日から施行する。

災害救援活動応援体制の提案

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会

阪神・淡路大震災以降、ボランティアによる災害救援活動が活発化している。その活動の条件整備、支援を行う組織としての社会福祉協議会への評価も高まっているが、とくに社協のネットワークの有効性に対する関係者の評価が定着してきている。

この社協のネットワークによる活動をよりスムーズ、確実にを行うために、本提案を行うものである。もとより、この種の活動は、地元社協の判断、他の社協の自主性に基づくものであるが、とくに平成15・16年度の災害救援活動の経験を踏まえ、各都道府県・指定都市社協に提案するものである。

I. 応援体制整備の基本手順

1. 災害の発生

2. 被害状況の把握

下記のそれぞれの社協が状況の把握を行い、情報交換を行う。

- 地元市区町村社会福祉協議会
- 地元都道府県・指定都市社会福祉協議会
 - ※職員を派遣して状況把握に努める。
- ブロック幹事都道府県・指定都市社会福祉協議会
- 隣県・近県（指定都市）の社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会

3. 災害救援活動の展開の判断

（災害救援ボランティアセンター設立の要不要の判断を含む）

社協のみでなく NPO、ボランティア活動推進組織と協働するプラットフォームとすることが重要。地元で編成し、県外社協・団体は応援するかたちとするのが基本。地元は災害救援活動の要請を行うことを躊躇する傾向があるので、当該市区町村社協に対しては都道府県・指定都市社協が、当該都道府県・指定都市社協には、他県社協および全社協が「後押し」を行う必要がある場合がある。

地元市区町村社会福祉協議会、地元都道府県・指定都市社会福祉協議会、地元の NPO、ボランティア活動推進組織等関係団体により、市区町村災害救援ボランティアセンター

ならびに都道府県・指定都市災害救援ボランティア活動本部の設置を含む、災害救援活動の展開について判断を行う。

オブザーバーとして、地元市町村、都道府県・指定都市、隣県（指定都市）・近県の社会福祉協議会（ブロック幹事県社協・全社協と調整の上、職員派遣、災害救助法適用または適用見込み段階で職員派遣、旅費は地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度基金から負担）および全国社会福祉協議会（災害救助法適用または適用見込み段階で職員派遣、旅費は全社協負担）、全国段階等のNPO、ボランティア活動推進組織等関係団体が加わり、側面から助言を行う。

隣県・近県社協（1～数名）および全社協からはできるだけ速やかに職員を派遣し、地元の支援および県外からの応援体制の必要性の判断等を行う。
業務等の関係で派遣が難しい場合はいずれかからの派遣とする。

4. 災害救援ボランティアセンター、都道府県・指定都市災害救援ボランティア活動本部の設立

メンバーは、社協のみならず、関係団体、NPO等、必要に応じ、自治体により構成する。

5. コーディネート等を担当する職員派遣

状況に応じ、下記の社協に職員派遣を要請する。

- 県内市区町村社協
- ブロック内の都道府県・指定都市社協および市区町村社協
※ブロック内の都道府県・指定都市社協で調整
- その他の地域の都道府県・指定都市社協、市区町村社協
※各社協の判断による

この派遣にあたっては、全国段階のNPOとも調整し、それぞれのコーディネーターの分担、連携をはかる。この調整機能については、今後関係団体と協議し確立をはかる。

災害救援活動の経験のある職員を中心に初期に必要な数を派遣するとともに、徐々に地元（県→市町村）のみの体制に移行できるようすすめる。
一定の研修を受けたコーディネーターを認定された個所に派遣する場合には、その旅費について、共同募金等の財源を充てることを早急に検討し、実行をはかる。
その他の職員の旅費は各社協の負担とする。
原則的に地元都道府県・指定都市社協の要請に基づいて行うものとするが、大規模災害の場合は、全社協からのみの要請も行うものとする。

6. 救援活動への参加の呼びかけ対象

状況に応じ、下記の範囲に救援活動への参加を呼びかける。当該都道府県・指定都市社協は広報や参加者の組織化を行う。

- 県内
- 隣県
- 近県
- 全国

7. 要援護者支援活動の実施

災害時は、地元の福祉サービスの実施体制が不十分になることから、サービス実施体制の応援も災害救援ボランティアセンターの活動としてすすめる。

近県の社協等からの専門職の派遣協力を呼びかけ、在宅および避難所の要援護者の安否確認、必要なケアを応援する。

8. 活動の終息

センター・本部の設立を検討したメンバーにより、センター・本部の廃止を検討する。他県からの職員派遣については、活動状況を常に把握し、減、停止の判断を的確に行う。

活動の終息は、関係者間で判断のズレが生ずることから、災害救援センターの解散等は慎重に判断を行う必要がある。とくに大規模災害の場合には、「災害救援」は終わっても、「生活支援」が継続することがあり、活動形態や方法、他県からの職員派遣等については変更や名称変更（たとえば「被災者生活支援センター」）はあっても、センターとしての対応が求められることが多い。

9. 活動資金調達

(1) 地元

- ① 公費
- ② 共同募金
- ③ 民間財源
- ④ 活動支援募金募集 等

(2) 近県

- ① 関係者等による募金 等

(3) 全国

- ① 地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度基金（支給額 50～500 万円）
- ② 民間財源（助成団体等との調整）
- ③ 国庫補助（厚生労働省との調整）

(4) その他

Ⅱ. 基盤整備

【都道府県・指定都市段階】

上記の活動を行うための基盤整備を都道府県・指定都市内の市区町村社協およびブロック内の都道府県・指定都市社協間で行う。

都道府県・指定都市内の関係者にも社協の取り組み体制を伝えるとともに、基本的なすすめ方を確認するなどの調整を行う。

【全国段階】

- ①活動費について、共同募金を中心に財源調達の調整をはかる。
- ②全国段階の調整機能の確立をはかる。
- ③NPO団体等と協働し、災害救援ボランティア活動支援のマニュアルを作成する。
- ④防災、災害救援ネットワークの構築の検討・提案を行う。

(平成17年7月)

災害時等における適切な要援護者支援のための 社会福祉協議会の取り組み課題

- ◇災害時等における適切な要援護者支援のための社会福祉協議会の取り組み課題について -----2

- ◇「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（雇児総発第 0810003 号、雇児育発第 0810001 号、社援総発第 0810001 号、社援地発第 0810001 号、障企発第 0810002 号、老総発第 0810001 号 厚生労働省関係部局課長連名通知） -----4

- ◇「市町村地域福祉計画の策定について」（社援発第 0810001 号 平成 19 年 8 月 10 日 社会・援護局長通知） -----25

平成 19 年 10 月 17 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会
地 域 福 祉 推 進 委 員 会

災害時等における適切な要援護者支援のための 社会福祉協議会の取り組み課題について

全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

1. 経緯および趣旨

- 平成 19 年 8 月 10 日付厚生労働省関係部局による課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（雇児総発第 0810003 号、雇児育発第 0810001 号、社援総発第 0810001 号、社援地発第 0810001 号、障企発第 0810002 号、老総発第 0810001 号 以下「通知 1」）が発出された。
- 本通知は、新潟県中越沖地震の際、「災害時援護者の避難対策について」（平成 18 年 3 月 28 日府政防第 233 号、消防災第 110 号、社援発第 0328001 号連名通知）により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にある要援護者に関する情報の共有が不十分であったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があり、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施についての取組を早急に実施することを求めたものである。
- 同通知では、今後、地域福祉計画に、「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等について盛り込むこと」が示され、これに基づいて社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画の策定について」（社援発第 0810001 号 以下「通知 2」）が同日付にて発出されている。
- 地域福祉推進委員会では、これらの通知を踏まえ、市区町村社会福祉協議会として必要な、災害時等における適切な要援護者支援のための情報の把握・共有ならびに地域福祉計画・活動計画の策定の際の課題を以下に取りまとめることとした。

2. 災害時等における適切な要援護者支援のための情報の把握・共有

（1）要援護者の把握について

- 災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行うためには、日頃から、要援護者の把握を適切に行っていることが重要である。市区町村社協としても、各種のサービス提供を通じた要援護者の把握が求められる。
- 通知 1 では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にも盛り込まれた「手上げ方式」「同意方式」を再度紹介し、平常時からの要援護者情報の把握を促している。ただ、ガイドラインにもあるように、「手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘」がなされているところであり、日中ひとり暮らしの高齢者や病虚弱者を抱える高齢者世帯等が網の目からこぼれ落ちてしまう懸念がある。
- こうした懸念を払拭するためには、単に、災害時の避難支援を目的として情報収集する

のではなく、社協が従来から取り組んでいる民生委員・児童委員、地区社協や自治会、福祉委員等と連携した日常的な見守り活動（小地域ネットワーク活動）を通じて把握したり、ふれあい・いきいきサロンや住民によるたすけあい活動などの日常活動を通じて要援護者を把握することが必要となる。

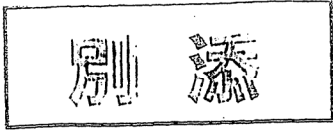
- 逆に、今日、把握が困難な要援護者情報であっても、災害時における避難支援を目的とした場合、要援護者や家族の同意を得やすいのが事実である。このため、市区町村社協としては、「手上げ方式」や「同意方式」による要援助者避難支援の名簿づくりを地域福祉活動の一環として積極的にすすめることが重要となる。

（２）要援護者の情報の共有について

- 災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、各関係機関が把握した情報を日頃から共有しておくことが重要となる。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、「関係機関共有方式」を活用し、個人情報保護条例による規定を根拠にした関係機関間での要援護者情報の共有を促している。
- 「関係機関共有方式」とは、保有個人情報の目的外利用や第三者提供を個人情報保護審議会の審議等を経て行うものであり、今回の通知１では、改めてこの方式の活用を強調している。しかし、市町村行政の多くがこの方式の活用に消極的であるとされており、市区町村社協として、その積極的活用を市町村行政に働きかける必要がある。
- なお、通知１には、「民生委員・児童委員等に対する情報提供について」として、平常時における民生委員・児童委員活動に支障が生じないように市町村行政による必要な情報提供の配慮を明記している。民生委員・児童委員とならんで市区町村社協等による日常的な見守りなどの平常時の活動は、災害時における要援護者のニーズ把握や支援において重要なものであり、「関係機関共有方式」を参考にしながら、市区町村社協にも平常時より必要な情報の提供が市町村行政よりなされるよう働きかける必要がある。

3. 地域福祉計画・活動計画の策定の際の留意点

- 通知１では、地域福祉計画に、今後、「地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等について盛り込むこと」が示され、これに基づいて、その具体的事項を示した通知２が発出された。
- 市区町村社協では、「２」に示した取り組みをすすめるとともに、具体的な情報の把握・共有方法、さらには、日常的な見守り活動や助けあい活動の推進方策、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりについて、市町村地域福祉計画に盛り込まれるよう積極的な提案を行う必要がある。
- なお、実際の要援護者支援に係る活動は、地区社協や自治会、福祉委員等と連携して実施されるものであり、地域福祉活動計画ならびに小地域(地区)における福祉計画づくりを通じた地域住民による要援護者支援方策の検討が必要である。
- 地域福祉推進委員会では、今般の通知改正を踏まえて、『地域福祉活動計画策定指針』（平成15年10月）に要援護者の支援方策に係る事項を加筆するとともに、小地域(地区)福祉活動計画の策定方法等新たな考え方を加え整理し直し、今年度中に改訂版を発行しお示しする予定である。



雇児総発第08100003号
雇児育発第08100001号
社援総発第08100001号
社援地発第08100001号
障企発第08100002号
老総発第08100001号
平成19年8月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局総務課長

要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について

市町村においては、防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時における要援護者の避難支援対策として、高齢者や障害者などの災害による避難時に支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、誰がどの避難所等に避難するかを定め、必要な支援を的確に実施できる体制を構築することが求められている。

しかしながら、今回の新潟県中越沖地震においては、「災害時要援護者の避難対策について」（平成18年3月28日府政防第233号、消防災第110号、社援発第0328001号連名通知）により示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にある要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があったところである。

災害時において要援護者支援を迅速かつ的確に行うには、日頃から高齢者や障害者など特に援助が必要となる者が地域のどこにどのように暮らしているのかを適切に把握するとともに、災害等の緊急時にも対応できるよう、日頃から民生委員児童委員等の関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要であり、市町村においては、こうした取組みを推進することにより、災害に強い福祉のまちづくりをめざすことが求められている。

このような考えのもと、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について、次のような取組みを早急を実施することが必要である。指定都市・中核市においては、災害時における要援護者の支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築するとともに、都道府県においては、管内各市町村に周知されるとともに、民生委員児童委員への指導方願したい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

1. 要援護者の把握について

災害時に迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行うためには、日頃から、要援護者の把握を適切に行っていることが重要であるが、要援護者として想定される高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の情報については、市町村の福祉関係部局において、以下のような方法等により、漏れのない情報把握に努めること。

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ・ 障害者の情報に関しては、障害程度区分情報等により把握する

- ・ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する

なお、行政のみでは把握することが困難な情報（例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報）については、民生委員児童委員等へ依頼することにより、その把握に努めること。また、地域においては、民生委員児童委員、市町村社会福祉協議会、町内会等により日常的な見守り活動等が行われており、この活動の中から、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て家庭など、災害時に安否確認が必要な者等のリストやマップ等が整備されている例もあることから、見守り活動等の実施者とも連携し、その把握に努めること。

2. 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有しておくことが重要であるが、その際、個人情報保護への配慮から 以下の点に留意しつつ、関係機関との要援護者情報の共有を図られたい。（別添 1 の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び「災害時要援護者対策の進め方について」参照）

（1）要援護者情報の共有方式について

① 手上げ方式及び同意方式について

要援護者本人の同意を得た上で、個人情報をおの他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。

- ・ 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式（手上げ方式）
- ・ 防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）

なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

② 関係機関共有方式

一方、要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる（関係機関共有方式）。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取組みを行うこと。

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(2) 要援護者情報を受ける者の守秘義務の確保について

要援護者情報の提供先となる関係者について、民生委員児童委員等法律や条例等で職務上の守秘義務が課せられている者を除いて一般的に守秘義務が課されていない。

このため、市町村は、住民の要援護者情報の共有に関する理解や信頼を深めるためにも、要援護者情報を行政外の関係機関等と共有する際に、提供を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。そのため、個人情報保護条例に守秘義務を盛り込むことや要援護者名簿の取扱い上の留意点等を示した誓約書等を作成し、要援護者名簿の提供を受ける者と取り交わすなど、適切な措置を講じられたい。

(3) 民生委員児童委員等に対する情報提供について

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮願いたい。

3. 要援護者支援について

(1) 平常時における支援

現在、民生委員児童委員は、日常的に見守り活動や相談・支援活動等を通して、担当する地域の住民の情報を把握しているが、特に要援護者の状況の日常的な把握は、災害等の緊急時に必要不可欠な情報であることから、引き続き、見守り活動や相談・支援活動等に積極的に取り組み、情報の把握に努めること。

各市町村の福祉関係部局においては、1及び2で述べたとおり、こうした情報を適時適切に把握し、こうした情報については、要援護者情報を受ける側の守秘義務について必要な担保措置を講じた上で、要援護者の支援に活用できるよう、情報の共有を図ること。

その際、要援護者の安否確認等の報告を受ける市町村の連絡担当者を明確にするとともに、要援護者の状況を担当の民生委員児童委員に速やかに確認できるようにするための連絡体制を構築し、民生委員児童委員を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるような体制づくりを行うこと。

なお、地域においては、市町村社会福祉協議会や市町村長の委嘱を受けて地域福祉活動等を行ういわゆる福祉委員等により、日常的な見守り活動や安否確認等が行われている地域もあるので、市町村の福祉関係部局においては、こうして把握した情報についても、情報の集約や共有化に努めること。

(2) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築すること。

その際の具体的な取組例は以下のとおりである。なお、当該自治体では、もれなく確実に要援護者の安否確認を行うため、発災後、単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）が民生委員児童委員の被災状況を確認し、民生委員児童委員が被災している場合や連絡が取れない場合には代替の者が安否確認を行うことができる体制を構築している。こうした取組も参考にしつつ、市町村は、要援護者の安否確認が確実に実施される仕組みを早急に整備願いたい。

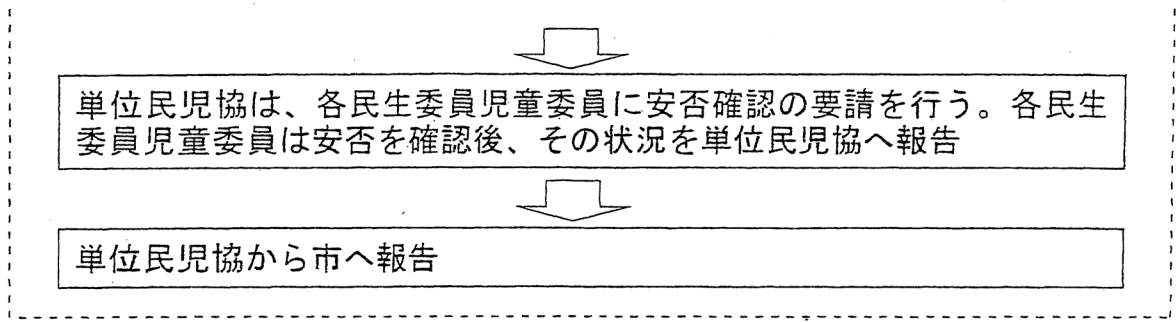
なお、安否確認を行う中で、緊急に避難等を要する場合も想定されることから、災害時に連絡すべき担当者についても周知しておくこと。

<ある市における災害時の要援護者の確認の流れ> (例)

平常時から要援護者の名簿を作成し、民生委員児童委員に名簿を配布



発災に伴い、市から単位民児協へ要援護者の安否確認依頼



4. 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた災害時要援護者の避難対策について

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえた災害時要援護者の避難対策に関しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドラインの改訂について」（平成18年3月28日雇児総発第0328001号、社援総発第0328001号、障企発第0328001号、老総発第0328002号連名通知）において、防災関係部局と連携した要援護者の情報収集・共有と避難支援プランの作成の推進について通知しているところである。

また、要援護者対策の取組にあたっての進め方や有効と考えられる事例については、「災害時要援護者対策の進め方について」（平成19年4月18日府政防第306号、消防災第167号、社援総発第0418001号連名通知）において通知しているところである。市町村の福祉関係部局におかれては、引き続き、防災関係部局と連携し、「避難支援ガイドライン」に基づき、要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」の作成に努めていただきたい。

5. 民生委員児童委員活動の支援について

民生委員児童委員は、昨年度より「災害時一人も見逃さない運動」を展開し、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者、子育て家庭等の要支援者に対して日常的な見守りと生活の支援を通し、万一の災害に備えて、いつでも避難時の支援体制が機能するよう、地域住民をはじめとする機関・団体との助け合いネットワークづくり等を行っているが、都道府県及び市町村は、都道府県民生委員児童委員協議会、市町村民生委員児童委員協議会さらには民生委員児童委員に対し、次の点に留意の上、活動を行うよう支援願いたい。

なお、国からも、別途、全国民生委員児童委員連合会に対し、依頼しているところである。

(1) 民生委員児童委員は、日常の信頼関係を築きながら、守秘義務を徹底し、孤立しがちな要援護者を把握し、必要な支援につなげていくことが民生委員児童委員活動の要である。

特に、災害時には、要援護者の安否確認と避難・救援のための情報把握が重要な課題であるので、日頃の見守り活動において、災害時に要援護者となる可能性のある人を把握するとともに、その要援護者が災害発生時にどのような状況に置かれるのか、どのような支援ニーズをもつことになるか把握・検討する。

(2) 災害時の被災者支援制度として、生活必需品の支給、災害見舞金の支給、緊急資金の貸付等の福祉関係制度についても把握する。

(3) 災害発生等緊急時の連絡が円滑に実施されるよう、単位民児協において、緊急連絡網や連絡体制を整備すること。また、民生委員児童委員自身が被災した場合も想定し、補完・代替についても検討する。

(4) 民生委員児童委員自身も、日頃より活動の協力・連携先である福祉関係部局や社会福祉協議会、自主防災組織等の緊急連絡先を把握する。

(5) 避難が落ち着いた後も、福祉関係部局と協力し、避難所における要援護者の把握を行うなど、支援が必要な者の把握に努めること。また、仮設住宅に入居後も継続的な見守り支援を実施し、生活変化の察知に努める。

6. 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号社会・援護局長通知）（以下「策定指針」という。）により実施されているところであるが、今後、当該計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。

なお、盛り込むべき具体的事項については、成案を得次第追って通知する。

地域福祉計画へ盛り込むべき内容（例）

- ① 要援護者の把握について
- ② 把握した要援護者情報の共有方法
- ③ 要援護者支援に関する事項（具体的な安否確認方法、連絡体制 等）

7. 地域福祉等推進特別支援事業の活用

平成19年度予算において創設した「地域福祉等推進特別支援事業」（別添2参照）を積極的に活用し、災害時の要援護者支援に向けた取組みを行うこと。追って追加協議の依頼を行う予定である。

別 添 1

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)より抜粋

2-1 要援護者情報の収集・共有方式

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が不可欠である。現在、市町村を中心に、以下の三つの方式による取組が進められている。

(1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

<個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」 等

(2) 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい (2-2(2)②参照)。

2-2 要援護者情報の収集・共有へ向けた取組の進め方

(1) 対象者の考え方

一般に、高齢者、障害者等については、避難支援が不要な者も相当数含まれている。また、ハザードマップの活用により、例えば風水害時に避難を要する者の特定も可能となる。そのため、要援護者情報の収集・共有に向けた取組を進めるに当たっては、対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること。

<対象者の考え方（範囲）の例>

現在の市町村の取組状況に関する次の①～③を参考に、対象者の範囲を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

- ① 介護保険の要介護度：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としていることが多い。
- ② 障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としていることが多い。
- ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしていることが多い。

(2) 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の方向性

① 関係機関共有方式の積極的活用

市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的なところも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）、積極的に取り組むこと。

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受け取る側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

なお、同意を得ることが困難な要援護者については、例えば、災害時における保有情報の目的外利用・第三者提供を一切拒否していることや、特定の者・団体に対する情報提供を拒否していることについての登録制度を設けておくことも検討すること。

<参考>

個人情報保護法令は個人情報を有効に活用しながら必要な保護を図ることを目的としており、個人情報の有用性を理解し、国民一人ひとりの利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要となっている。

そのような観点から、内閣府の国民生活審議会・個人情報保護部会・部会長代理でもある藤原静雄筑波大学大学院教授は、福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することについて、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益になるとき」である旨示されている。同時に、提供される側の守秘義務の仕組みを構築しておくべきである旨も示されている。

市町村は、このような趣旨を踏まえた上で、要援護者情報の避難支援のための目的外利用・第三者提供に関し、積極的に取り組むことが望まれている。

<参考条文> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 略

四 前三号に掲げる場合のほか、(中略)、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

② 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の進め方

市町村は、要援護者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。

ただし、昔ながらの人のつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、福祉関係部局や民生委員等が利用目的の範囲内で保有情報を活用できる場合、対象者がそれほど多くない場合は、同意方式のみにより（手上げ方式との複合も含む。）取り組むことも効果的である。

いずれにしても、関係機関共有方式や同意方式を積極的に活用しつつ、市町村を中心に要援護者情報の収集・共有を図っていくことが重要である。

<参考>

内閣府において、要援護者情報の収集・共有の取組を進めている市町村からヒアリングを行ったところ、次のような事例が報告された。市町村を中心とした取組を進めるに当たっては、これらの事例を参考としつつ進めることが重要である。

- ① 手上げ方式のみで進めている市町村では、登録希望者が対象者全体の1割程度にとどまっているところが多くみられた。
- ② 例えば高齢者（65歳以上）全てを対象に進めている市町村では、対象者が過剰なために手上げ方式のみとなり、対象者等への説明が十分になされていない傾向にあった。その上、支援を要しない者も対象となるため、情報収集・共有や避難支援プランの必要性が十分理解されず、結果的に策定状況が低調なところがみられた。
- ③ 対象者の範囲を介護保険の要介護3以上の居宅で生活する者等とし、民生委員等が戸別訪問するなどの同意方式で進めているところは、要援護者本人の理解も深まり、対象者全体の7～8割の者が同意する傾向にあった。

「災害時要援護者対策の進め方について」～避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例～（平成19年3月）より抜粋

V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

方 針

- (1) 個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用
関係機関共有方式を積極的に活用するため、個人情報保護法制について理解し、目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、行政内部及び行政外の関係機関等との要援護者情報の共有を行う。
- (2) 行政内部における情報共有
要援護者情報を共有する部局とともに、要援護者情報の管理・更新方法について検討し、適切な情報共有を行う。
- (3) 行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保
要援護者情報を自主防災組織等の行政外の関係機関等に提供する際に、要援護者名簿の利用及び保管に関して、関係者から誓約書の提出を求めるなど守秘義務を確保する。
- (4) 要援護者情報の活用方策の検討
避難支援プラン等を作成するにあたって、要援護者から同意が得られない場合にあっても、行政外の関係機関等に提供する要援護者名簿から除き、行政内部でのみ情報共有するなどにより、要援護者情報の活用を図る工夫を検討する。

解 説

(1) 個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

1) 個人情報保護法制に関する理解の促進

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、要援護者の名簿を作成し、平常時から、支援を行う防災関係部局と福祉関係部局や、自主防災組織、民生委員等と要援護者名簿を共有し、災害時に活用できるようにする必要がある。

要援護者情報の共有については、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があるが、関係機関共有方式により対象者を特定・把握して優先的に進めることが望ましいとしている。

ガイドラインでは、関係機関共有方式の積極的活用について、以下のように述べている。

<ガイドライン>

① 関係機関共有方式の積極的活用

市町村では、関係機関共有方式を活用し、保有個人情報の目的外利用・第三者提供のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについて消極的などころも多くみられるが、国の行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）、積極的に取り組むこと。

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

ガイドラインにあるとおり、福祉関係部局が保有する要援護者の個人情報を災害時の避難支援等目的外利用のために個人情報保護審議会の審議等を経ることについては、消極的などころがみられる。

市町村が保有する個人情報の取扱は、市町村の自治事務として、個々の市町村が制定する条例の規定に基づき、市町村がその責任の下に解釈・運用を行うものであるが、<参考 個人情報保護法制の体系>や、「目的外利用・第三者提供が可能な規定の活用」を参考にし、基本的には、個人情報保護法制に抵触することなく、要援護者情報を目的外利用・第三者提供として、行政外の関係機関等へ提供することができることを理解し、このような理解に立った条例の運用や個人情報保護審議会への諮問等を行うことが望まれる。

なお、「個人情報保護に関する世論調査（内閣府政府広報室実施）」では、「防災、防犯のためであれば、積極的に個人情報を共有・活用すべき」、「防災、防犯のためであれば、必要最小限の範囲で個人情報を共有・活用すべき」が、全体の約9割を占めており、上記のような基本的な考え方については、多くの住民の理解が得られるという前提で取組を進めてよいと考えられる。

このことを考慮すると、市町村では、平常時から要援護者情報を行政内部はもとより、災害時に実際に避難支援に携わる関係機関等と共有し、災害時にはこれを利用して要援護者を支援できるような体制を整備することが重要であり、改めて積極的な取組が求められる。

<参考：個人情報保護法制の体系>

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という）は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」（第1条）としており、基本理念など官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱のルールを規定している。

一方、地方公共団体等が保有する個人情報については、「地方公共団体は、そ

の保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」（個人情報保護法第11条第1項）と規定され、それぞれの市町村で制定した個人情報保護条例等により同様の措置を講じるよう努力義務が課されている。

したがって、市町村が保有する個人情報の取扱は、個人情報保護法の規定が直接適用されるのではなく、市町村の自治事務として、個々の市町村が制定する条例の規定に従うこととなり、要援護者情報の共有・提供の可否、提供先の範囲、提供する情報内容等は、市町村長など条例上の実施機関が（必要に応じて個人情報保護審議会の意見を聴いて）判断することになる。

また、市町村が条例の解釈・運用について参考となる法律は、公的部門の取扱いを定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「行政機関個人情報保護法」）となる。

行政機関個人情報保護法では、個人情報の目的外利用・第三者提供について、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」（行政機関個人情報保護法第8条第2項4号）等が例外として認められている。

1) 目的外利用・第三者提供が可能な規定の活用

① 個人情報保護条例のどの規定を利用するか決定

市町村の個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例は様々であるが、ガイドラインでは大きく3つの例を取り上げている。

<ガイドライン>

<個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>

- ・ 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・ 「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・ 「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」 等

それぞれの規定の解釈や運用をどのように行うかは、もとより、当該市町村の判断に委ねられているが、個人情報保護法制の理念やガイドラインの趣旨を踏まえると、具体的には、次のような運用が可能であると考えられる。

【明らかに本人の利益となる場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、要援護者情報の提供は、基本的には「明らかに本人の利益になる」ものと考えられ、行政内部の他、自主防災組織、民生委員等といった行政外の関係機関等についても要援護者情報の共有が可能となるものと考えられる。

なお、この場合、誓約書の提出等により、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。

【行政内部で利用する場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、防災関係部局と福祉関係部局との要援護者情報の共有について、「相当の理由がある」とものと考えられる。

【審議会で認められる場合】

この規定が市町村の個人情報保護条例に記載されている場合、個人情報保護審議会等に諮問する必要があるが、災害時要援護者対策を推進するためには、関係者における要援護者情報の共有が不可欠であること、また、共有する行政外の関係機関等の範囲を限定すること、さらには、要援護者情報を受ける側の守秘義務について必要な担保措置をとることなどを説明することにより、関係機関等での要援護者情報の共有についての了承がより得やすくなるものと考えられる。

② 災害時に活用できる形式に整理する部局の決定

要援護者名簿は、福祉関係部局で別々の電算システムで管理されている「介護保険情報」、「障害者手帳情報」等の情報を集約した上で、要援護者名簿一覧を作成するための電算開発を行い、電算処理することにより作成される。

電算処理にあたっては、管理されている情報からどのような情報を抽出するか検討することが必要である。

また、要援護者名簿を印刷し、提供先に配布する作業が必要である。

これらの作業をどの部局が実施するか決定する必要がある。

③ 個別計画作成にあたっての要援護者情報の収集

上記のような関係機関共有方式によって、市町村においては、対象とする要援護者の存在情報（住所や氏名等の基本的な情報）を関係者間で共有した上で、一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）を策定する作業を進めることになるが、このためには、これに必要な要援護者個人のよりきめ細かな情報を収集する必要がある。この場面においては、要援護者本人の同意を得て、本人の理解の下に進めることが適切である。

(2) 行政内部における情報共有

行政内部における情報共有で検討すべき事項は、要援護者情報を共有する部局、要援護者情報の管理・更新方法である。

特に、守秘義務の確保の観点から、情報の管理・更新方法については、共有する部局間で共通認識をもつことが必要である。

なお、行政内部における情報共有については、地方公務員法により、情報提供を受けた職員に対する守秘義務が担保されている。

① 要援護者情報を共有する部局の決定

要援護者情報を共有する部局は、災害時に要援護者の避難支援を担当する災害時要援護者支援班内部（防災関係部局、消防関係部局、福祉関係部局等）が一般的である。

② 要援護者情報の管理・更新方法の決定

護者情報の部内共有にあたり、要援護者情報が外部に漏洩などすることのないよう、管理方法や更新方法を決定する必要がある。

管理・更新方法に関する留意点としては、以下が挙げられる。

【要援護者情報の管理】

- ・ 電算処理を行うパソコンは、操作する担当者を決定し、指紋認証・暗号によるセキュリティをかける。
- ・ 要援護者情報を防災関係部局等に提供する際、電子データではなく、複写禁止用の用紙を使用するなど紙媒体で提供し、要援護者名簿の外部流出を防ぐ。
- ・ 要援護者名簿の管理については、管理責任者を定め名簿を施錠可能な金庫等に保管する。
- ・ 個人情報の保護と適正な取扱いに関する責任について決定する。（例として、情報の編集・加工や情報提供については、福祉関係部局の責任とし、提供された情報の保管・利用については提供先の部局の責任とすることが考えられる。）

【要援護者情報の更新】

- ・ 要援護者情報のデータ更新や要援護者名簿作成の期間を設定する（例：年1回）。
- ・ 要援護者名簿の更新時期に、新規の要援護者名簿を提供し、古い要援護者名簿は焼却するなど再利用できないようにする。

(3) 行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

行政外の関係機関等との情報共有で検討すべき事項は、要援護者情報を共有する行政外の関係機関等の範囲、要援護者情報の管理・更新方法、要援護者情報を提供する場合の守秘義務の確保方法である。

① 要援護者情報を提供する行政外の関係機関等の決定

要援護者情報を共有する行政外の関係機関等の範囲は、地域状況も踏まえて災害時に要援護者を支援できる機関等を検討し決定する。具体的には、以下が挙げられる。

- ・ 自治会や町内会（提供先は自治会長や町内会長）
- ・ 自主防災組織（提供先は責任者）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員 等

② 要援護者情報の管理・更新方法の決定

要援護者情報の共有にあたり、要援護者情報が提供先以外に漏洩などすることのないよう、管理方法や更新方法を決定する必要がある。

要援護者情報の管理・更新方法に関する留意点としては、以下が挙げられる。

【要援護者情報の管理】

- ・ 要援護者名簿の管理責任者を決定するとともに、閲覧者を限定し、管理責任者・閲覧者を災害時要援護者支援班に届出させるようにする。
- ・ 要援護者名簿を提供する際、電子データではなく、複写禁止用の用紙を使用するなど紙媒体で提供し、要援護者名簿の外部流出を防ぐ。
- ・ 要援護者名簿の管理については、管理責任者を定め名簿を施錠可能な金庫等に保管させるようにする。
- ・ 要援護者名簿に関するメモ等はシュレッダーにかけるなど要援護者名簿の提供時に徹底する。

【要援護者情報の更新】

- ・ 要援護者情報のデータ更新や要援護者名簿作成の期間を設定する（例：年1回）。
- ・ 要援護者名簿の更新時期に、新規の要援護者名簿を提供し、古い要援護者名簿は焼却するなど再利用できないようにする。

③ 行政外の関係機関等に提供する際の守秘義務の確保方法の決定

要援護者情報の提供先となる関係者については、民生委員等法律や条例等で職務上の守秘義務が課せられている者を除いて一般的に守秘義務が課せられていない。

このため、市町村は、住民の要援護者情報の共有に関する理解や信頼を深めるためにも、要援護者情報を行政外の関係機関等と共有する際に、提供を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。

要援護者名簿を行政外の関係機関等に提供する際の守秘義務の確保方法について、ガイドラインでは、以下のように述べている。

<ガイドライン>

その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等を活用して、要援護者

情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要である。このことにより、個人情報の取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでいくことに留意すること。

守秘義務の確保については、市町村の条例の中には、「実施機関は、外部提供をする場合において、必要と認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする」という規定を置いているところがある。守秘義務の確保については、このような規定も活用することが考えられる。

条例の中に、このような規定がない市町村にあつては、個人情報保護条例に守秘義務を盛り込むことや、要援護者避難支援関係の条例を制定しその条例に盛り込むこと、要援護者名簿の取扱上の留意点等を示した誓約書や覚書（p161参照）等を作成し要援護者名簿の提供を受ける者と取り交わすことが考えられる。

また、市町村が行政外の関係機関等に提供する情報は、住所や氏名等の基本的な情報にとどめ、要援護者のプライバシーに配慮することが適切である。

なお、要援護者名簿の利用報告を定期的に収集し、要援護者名簿の取扱状況をモニタリングすることも効果的である。

(4) 要援護者情報の活用方策の検討

要援護者情報を共有した後は、市町村は、その責任の下に、必要に応じて関係機関等の協力を得ながら、避難支援者、避難所、避難方法等について定めた避難支援プランを策定することとなる。

なお、一人ひとりの避難支援プラン（個別計画）の作成作業にあたって、さらに要援護者本人から詳細な情報を収集する際に、同意が得られない場合もある。この場合、避難支援プランは、災害時のいざというときのためのものであることや、誓約書等により厳重に情報管理されていることなどを粘り強く説明し、引き続き同意を得ることに努めることとするが、その上でも同意が取れない要援護者については、情報提供を拒否している者を登録するシステムを設けて、登録後には当該要援護者情報を行政内部のみで共有することや、提供する行政外の関係機関等を限定するように配慮することが重要である。

また、要援護者本人がその要援護者情報を他人に知られたくない場合は、要援護者情報を保有する行政内部で安否確認、避難支援等の対応を行うことについても考慮する必要がある。

なお、要援護者情報については、要援護者マップの作成や災害時の安否確認等に関する訓練においても有効活用が期待されるが、こうした災害時の避難支援における活用のみならず、災害後の避難所の運営等の対応においても活用できるものであり、このような観点からも要援護者情報の収集・共有とその有効活用の検討が進められるべきである。

別添 2

地域福祉等推進特別支援事業について（概要）

1. 目的

本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組みに対する支援を通じて、地域福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

ア 実施主体

実施主体は、市区町村、特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。

ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人又は社会福祉法人等に事業の一部を委託することができる。

イ 事業内容

小地域において本事業の目的を推進する事業

【事業例】

- 災害時の要援護者支援に向けた取組み
- 生活立て直しに関する相談、援助等の取組み
- 学童の通学安全確保のための取組み
- 孤立死、徘徊等の予防に向けた取組み
- ホームレスの自立支援に向けた取組み
- その他地域福祉の推進を図る先駆的・試行的取組み

(2) 広域福祉活動推進事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。

ただし、実施主体は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる特定非営利活動法人又は社会福祉法人等に事業の一部を委託することができる。

イ 事業内容

広域において本事業の目的を推進する事業

【事業例】

- 災害時に備えた福祉救援・ボランティア活動支援体制の整備や多様な主体との連携、コーディネートによるネットワークづくり
- NPO等の組織化支援やボランティア団体のネットワークづくり
- 先駆的・試行的活動の収集と普及、新たなプログラム開発
- 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取組み
- 都市部、過疎地間など「地域間交流の促進」による広域の出会いの場の創出
- その他地域福祉の推進を図る先駆的・試行的取組み

3. 補助率

(1) 小地域福祉活動推進事業

国 1/2、市区町村 1/2

(2) 広域福祉活動推進事業

国 1/2、都道府県・指定都市 1/2

4. 基準額（総事業費）

(1) 小地域福祉活動推進事業

1事業あたり 3,000千円以内

(2) 広域福祉活動推進事業

1事業あたり 5,000千円以内



社援発第〇八10001号

平成19年8月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

市町村地域福祉計画の策定について

市町村地域福祉計画の策定については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号本職通知）により実施されているところである。

先般、通知した「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号課長連名通知）（以下「要援護者支援に係る実施通知」という。）において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（以下「要援護者支援方策」という。）のとおり定めたので通知する。

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものである。

貴職におかれては、この趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画の見直しについて、管内市町村への周知及び支援方ご配慮願うとともに、市町村地域福祉計画が未策定な市町村に対しては、早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)

要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項

要援護者の把握方法

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する。

(要援護者情報の把握方法の例)

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 障害者の情報に関しては、障害程度区分情報等により把握する。
- ・ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ 行政のみでは把握することが困難な情報(例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報等)については、民生委員児童委員等に協力を依頼することにより把握する。
- ・ その他、各地域において独自に設置されている福祉委員や町内会等近隣住民による日常的な見守り活動等を通して把握されている高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て家庭など安否確認等が必要な者のリストやマップが整備されている例もあることから、これら近隣住民等活動者等と連携して把握する。

2. 要援護者情報の共有に関する事項

(1) 関係機関間の情報共有方法

1の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記する。

- ① 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式（手上げ方式）
- ② 福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）
- ③ 要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有する方式（関係機関共有方式）。

（2）情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新のための具体的方法を明記する。

3. 要援護者の支援に関する事項

（1）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

（例）

- ・ 区域内を小中学校区等の地区に分け、地区担当の活動推進職員を配置する。
- ・ 近隣住民等の活動者が活動する拠点として活用できる場所（空家、空き保育園）等の確保や環境整備を支援する。
- ・ 地域包括支援センター等の専門機関と民生委員児童委員、近隣住民等活動者の連絡会議を開催し日常的な協力関係をつくる。
- ・ 住民や関係機関が先進地の取り組みから学ぶ研修会を開催する。

（2）緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時

など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。

法律・ガイドライン等（国・東京都）の概要

【国に関するもの】

◆ 災害時要援護者の避難支援ガイドライン／平成 18 年 3 月／災害時要援護者の避難対策に関する検討会

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報を平常時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要である。

本ガイドラインは、平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等から挙げられた次の 5 つの課題ごとに、災害時要援護者の避難支援に関する指針等がまとめられている。

- ① 報伝達体制の整備
- ② 災害時要援護者情報の共有
- ③ 災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ④ 避難所における支援
- ⑤ 関係機関等間の連携

◆ 災害時要援護者の避難対策に関する検討会 検討会報告／平成 18 年 3 月／災害時要援護者の避難対策に関する検討会

要援護者の更なる避難対策を進めていくためには、避難所における支援とともに、医療機関、保健師、看護師、社会福祉協議会、介護保険制度関係者等の福祉サービス提供者、自主防災組織、民生委員、障害者団体、関係企業、ボランティア、NPO 等の様々な関係機関等間の連携を向上し、災害時要援護者の避難支援ガイドラインに沿った取り組みを発展させていくことが重要である。

そのため、内閣府では有識者からなる「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を立ち上げ、要援護者の避難対策について、16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、台風第 23 号、17 年 9 月に発生した台風第 14 号等における対応状況も踏まえつつ、避難所での支援、関係機関等間の連携、避難支援ガイドラインに沿った取り組みの更なる発展のための方策等について検討し、取りまとめた報告書。

◆ **災害時要援護者の避難対策に関する先進的・積極的な取組事例／平成18年3月／
災害時要援護者の避難対策に関する検討会**

「要援護者情報の収集・共有、避難支援プラン策定の取組事例」と「避難所での支援を中心とした取組事例」について、先進的・積極的な取り組みを行っている都県および市町村の事例集。

◆ **災害時要援護者対策の進め方について～避難支援ガイドラインのポイントと先進的
取組事例～／平成19年3月／災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との
連携に関する検討会**

内閣府では、市町村における災害時要援護者対策に関する取り組みにあたっては、防災関係部局を中心として、福祉関係部局をはじめ広く関係者の協力を得ながら行うことが不可欠であるとの認識の下、具体的な進め方を検討するため、「災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会」を立ち上げ、先進的な事例等を収集し、検討を行った。

本書は、①市町村の取り組みにおけるポイントとその対応方策、②時系列的な災害時要援護者支援活動のフローチャート、③取組事例、④参考資料から構成され、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の手引きとなるもの。

◆ **福祉避難所設置・運営に関するガイドライン／平成20年6月／厚生労働省**

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要がある。特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来すため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要があるため、災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用できるものとして作成されたガイドライン。

本ガイドラインは、福祉避難所の設置・運営に関して標準的な項目を基本としていることから、各地方公共団体において、本ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを期待するもの。

◆ **災害時要援護者の避難支援に関する調査結果報告書／平成21年3月／内閣府
(防災担当)**

各市区町村における全体計画の策定や災害時要援護者対策が促進されるように、具体的に対策を実施している市区町村を「先進的な取組事例」として抽出・選定し、現地での

のヒアリング調査等を行い、他の市区町村の今後の取り組みの一助として、その事例を紹介するとともに、対策推進に向けた取り組みのポイントをとりまとめたもの。

また、対策推進に向けてのノウハウの提供を目的とした、全国の災害時要援護者対策担当者等を対象に開催された「災害時要援護者対策に関する全国キャラバン」の参加者に対し、質疑応答やアンケート調査を行い、地域が抱える課題や対策を進める上での関心事項等も本報告書に反映し作成された。

**◆ 災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会
報告書／平成21年3月／消防庁国民保護・防災部防災課**

これまでの数々の被災経験を通じて、災害（特に大規模な災害）が発生した際には、地域の実情を最も適切かつ詳細に把握している地域住民でなければ成し得ない活動があることが明らかになってきた。地域コミュニティに求められる役割が増大しつつある一方で、地域コミュニティは少子高齢化、人口構造の変化や地域経済の衰退、地縁的なつながりの希薄化などにより多くの課題を抱えている。このため、地域コミュニティの抱える課題を洗い出し、地域コミュニティの在るべき姿や地域コミュニティを核とした防災活動について検討を行うことが必要である。

こうした問題意識の下、消防庁では有識者からなる「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」を立ち上げ、地域コミュニティの課題を抽出し、その充実・強化方策について検討し、取りまとめた報告書。

【東京都に関するもの】

◆ 東京都震災対策条例 / 平成12年12月

地震による災害に関する予防、応急及び復興に係る対策に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的に制定された。

◆ 東京都震災対策事業計画 平成20年度～22年度 / 平成20年3月

本計画は、東京都震災対策条例に基づく計画であり、首都直下地震による被害の軽減を目指し、災害に強い首都東京をつくり信用を高めていくことを目的としている。

計画の内容は、事前の予防対策から復興対策まで、都として進めていく震災対策を体

系化し、それぞれの事業について、その内容と効果を明らかにしたもの。本計画に掲げた全ての事業を実施することで、その事業自体の効果に加え、各事業が相互に関係し、補完することで総合的な相乗効果を生むよう計画されている。

計画の策定にあたっては、① 東京都地域防災計画で定めた減災目標を達成するための事業については、10年以内に目標を達成することを見据え、3年後の目標を設定、② 「10年後の東京」への実行プログラム事業との整合性を図る、③ 都民や関係防災機関に計画の内容や効果が理解できるよう、平易で分かりやすい記述の3点を基本方針とした。

◆ 東京都地域防災計画 / (震災編・風水害編/平成19年修正) (火山編・大規模災害編/平成21年修正)

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画。

都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

「第6章 ボランティア等との連携・協働」では東京ボランティア・市民活動センター、区市町村、他府県等々との連携が明記されており、平常時、災害時の連携体制について計画されている。

◆ 都政のBCP(東京都事業継続計画) <地震編> / 平成20年11月

災害時であっても、中断することのできない入院患者への医療、介護などの通常業務について、一定水準を確保するとともに緊急道路障害物除去や水道施設の応急復旧などを早期に図ることによって、首都東京の都市機能を維持するため策定された。

地域防災計画は、都や区市町村、防災関係機関連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であるのに対し、都政のBCPは都が災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。本BCPは、①都民の生命、生活及び財産を保護する②首都東京の都市機能を維持するの2つを目標としている。

◆ **東京都災害対策本部生活文化局ボランティア部 災害発生時対応マニュアル／平成 18 年 2 月／生活文化局都民生活部**

東京都区部直下で兵庫県南部地震と同様の地震が発生した場合、都内の避難所数等から参集するボランティア数を算出すると、1日最大で約40,000人となり、そのうち6割の約24,000人が他県等から参集すると予想される。

平成7年の阪神・淡路大震災においては、全国各地から多数のボランティア（1日平均約2万人）が集まり活躍したが、ボランティアの多くは他県から駆けつけているため、被災直後は効率的なボランティア活動が行われなかった。これをふまえ、多数のボランティアを一時的に受け入れ、情報を提供することなどにより効率的なボランティア活動が行えるよう、都の体育館や文化施設等を「広域ボランティア活動拠点」として告示指定した。

本マニュアルは、ボランティア部及び広域ボランティア活動拠点のそれぞれの立ち上げから活動の終了までの行動内容及び役割分担等を具体的にまとめたもの。「支援に関する広域的な専門機関」として東京ボランティア・市民活動センターとの連携が明記されている。

◆ **災害時要援護者防災行動計画マニュアルへの指針／平成 19 年 6 月改訂版／福祉保健局**

東京都震災対策条例の策定から6年が経ち、その間に新潟県中越地震、各地での集中豪雨による水害等、多くの災害が起これ、高齢者等が自力で避難することができず自宅で死亡するケースなどが発生した。

このことから、震災のみならず水害等にも対応できるよう平成19年度に改定された指針。本指針を参考に、区市町村において災害時要援護者、家族等の援護者、更には地域の協力者への防災知識の普及啓発のため、地域の実情に応じたマニュアルを作成することを期待するもの。

◆ **災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）／平成 19 年 6 月改訂版／福祉保健局**

都では、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、区市町村が災害時においても、高齢者や障害者等の安全を確保することを目的として、平成12年1月に「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成。その後、新潟中越地震や各地で起きた風水害の中で、難病を抱える人や妊産婦、乳幼児などについても避難のあり方や必要な援護内容などがクローズアップされた。

このことから、国においても平成17年に「避難勧告等の判断・伝達作成のガイドライン」を強化。また同年に作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成18年3月に改定した。

都においても、国が改定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をふまえ、本指針を改定した。

◆ **災害時要援護者の安全確保のために 一避難支援プラン作成に向けて一** /
平成21年3月 / 福祉保健局総務部総務課

当初、災害時要援護者対策については、防災対策の視点から防災関係部門を中心に取組みされてきたが、昨今では福祉施策の一環として組織間連携の下、福祉関係部門も中心的な役割を担うようになってきている。

しかし、各区市町村から、対策を進めていくには個人情報の問題、組織間連携の難しさ等の課題が存在し、国の示しているガイドラインどおりには進まないなどの現状がある。

このことから、これらの共通する課題等を整理し、その解決のための取り組み、都内区市町村で展開されている先進事例や工夫を取り組みのステップごとにその方向性やヒントをまとめたもの。本冊子を参考に、区市町村において災害時要援護者対策の整備や個別避難支援プラン作成等の取り組みが東京都全体で進むことを期待するもの。

東京都社会福祉協議会 及び 区市町村社会福祉協議会等の 近年の主な災害への取組み

昭和 58 年 10 月 3 日発災（1983 年） — **三宅島雄山噴火災害**

- 東京都は現地に災害対策総合相談所を設置し、福祉局と緊密な連携のもとに相談活動に取り組むとともに、世帯更生資金（現：生活福祉資金）の緊急貸付を実施。

昭和 61 年 11 月 15 日発災（1986 年） — **伊豆大島三原山噴火災害**

- 災害援護資金特別貸付を都内避難所（10 か所）にて、東京都、当該区社協、大島社協と協力し実施。

平成 7 年 1 月 17 日発災（1995 年） — **阪神・淡路大震災**

- 支援金や救援物資の送金・送付。
- 全社協等により設置された社会福祉関係者「兵庫県南部地震」救援合同対策本部へ協力。
- 被災地でのボランティアコーディネートや生活福祉資金貸付、在宅福祉サービスの提供等の支援業務にあたるため、都内区市町村社協や施設とともに被災地へ職員を派遣。

平成 7 年（1995 年）

- 東社協震災対策委員会を設置（7 月 1 日）

平成 9 年（1997 年）

- 「東社協震災対策委員会報告書」発行（3 月 31 日）
- 「関東甲信越静岡ブロック都県指定都市社会福祉協議会 災害時の相互支援に関する協定」を締結（4 月 24 日）

平成 12 年 6 月 27 日発災（2000 年） — **三宅島噴火災害**

- 「三宅島災害・東京ボランティア支援センター」「三宅島児童・生徒支援センター」の立ち上げと運営協力。
- 1500 人規模の「島民ふれあい集会」の開催。
- 三宅島噴火にともなう火山灰の除去作業を行うため、東京災害ボランティアネットワークの加盟団体関係者からなるボランティアを派遣。
- 一次避難先で東社協職員による生活福祉資金の特例貸付、及び、都内避難先の社協の協力を得て、生活福祉資金の特例貸付を実施。
- 歳末募金による見舞金の配分。

平成 15 年 1 月（2003 年）

- ブックレット「市民のための体験的防災・災害対応訓練」を発行（東京ボランティア・市民活動センター）。

平成 15 年 7 月 26 日発災（2003 年） — **宮城県北部連続地震災害**

- 東京災害ボランティアネットワークとともに現地に職員を派遣し、現地ボランティアセンター立ち上げ及び運営の支援・協力を実施。

平成 16 年（2004 年）

- 「災害時におけるボランティアコーディネーター派遣に関する実施細目」（7 月 9 日）
※平成 9 年の関東甲信越静ブロック都県指定都市社協の協定による実施細目
- 「災害時におけるボランティア支援に関する協定」締結（7 月 15 日）
※東京都（生活文化局）と東社協（東京ボランティア・市民活動センター）

平成 16 年 10 月 23 日発災（2004 年） — **新潟県中越地震**

- 区市町村社協職員の小千谷市災害ボランティアセンターへの派遣協力。
- 東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター職員を派遣。
- 被災社協への見舞金の送金。

平成 17 年（2005 年）

- 東京都内社協職員連絡会第 2 部会によるパネルディスカッション「大規模災害から見てきた社協のあり方と対応について」開催（1 月 28 日）。

平成 19 年 7 月 16 日発災（2007 年） — **新潟県中越沖地震**

- 関ブロ協定により、東京ボランティア・市民活動センター職員を派遣。
- 区市町村社協職員の刈羽村ボランティアセンターへの派遣協力。

平成 19 年（2007 年）

- 「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会 災害時の相互支援に関する協定」（改定）（10 月 10 日）。 ※「市町村社協職員の派遣」、「幹事社協の役割」などを明記。

平成 20 年（2008 年）

- 「東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定」を締結（4 月 1 日） ※東京都社会福祉協議会地域福祉部

平成 21 年（2009 年）

- 「区市町村ボランティア・市民活動センター 災害時における相互支援に関するガイドライン」を策定（2 月）。 ※東京ボランティア・市民活動センター

参考：東京都社会福祉協議会の各年の事業報告書及び 50 年史
（福祉施設関係部署の取組みを除く）

平成 21 年 課題別検討会 －災害に備えた社協の役割や取組みを考える－

1. 趣 旨

近年、地震や水害など自然災害が多発し、市民の生活を脅かしている。本年度も中国・九州北部豪雨災害や台風 9 号災害の被害が全国的に広がっている。

社会福祉協議会では平成 7 年の阪神・淡路大震災をひとつの契機に、全国的なネットワークを生かした被災地支援を展開し、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営にノウハウを蓄積してきている。また、関東ブロックや都内においては、社協間の協定も締結し、協力体制も整いつつある状況にある。

一方で、災害が発生すれば、地域住民の生活は一変し、とくに、高齢者、障害者、児童など災害弱者とも言われる人たちの生活には大きな影響を与えることになる。そのため支援活動は、行政との連携や市民による地域のつながりを活かした様々なアプローチが必要となり、そこでは継続的で長期的な視点を欠かすことができない。

そして、その地域レベルでの支援が円滑で有効に行われるためには、地域福祉の推進を目指す社協の平時からの取組みが重要である。そのことから、社協全体として災害に平常時よりどのように備えるのか検討する場として本課題別検討会を設置する。

2. 設置期間

平成 21 年 10 月～22 年 3 月

3. 検討の進め方

- (1) 都内区市町村社協からの情報収集
- (2) 都内区市町村社協による課題別連絡会を設置し、5～6 回程度の意見交換を実施する。
- (3) 協議の内容は、部会・事務局長会で適宜、情報提供し、意見を伺う。
- (4) 意見交換の内容や都内区市町村社協から収集した情報を整理し、報告書等の形式で都内区市町村社協へ提供する。

4. 主な意見交換のテーマ

- 〔第 1 回〕 災害に備えた区市町村社協の役割は何か？（平時～発災時）
- 〔第 2 回〕 災害時要援護者に対し、日常的に地域支え合い活動や見守り活動をどのように展開すればよいか？
- 〔第 3 回〕 行政、福祉施設・機関、民児協、町会・自治会、ボランティアグループや市民活動団体等とどのような連携をとっていくべきか。
- 〔第 4 回〕 災害時要援護者への支援のための「個人情報共有」をどのように図るか？
- 〔第 5 回〕 災害時の社協事務局の危機管理体制や事業継続計画（BCP）に関すること

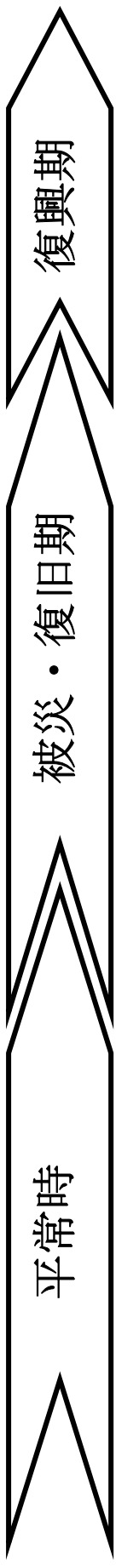
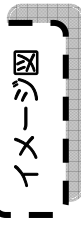
平成21年度 課題別検討会 委員一覧
 —災害に備えた社協の役割や取組みを考える—

	社協地区名	氏 名	担 当 / 役 職
区部	千代田区	梅澤 稔	地域福祉課 課長
	世田谷区	古川 直春	玉川地域社協事務所 所長 事務取扱地域福祉部 副参事
	板橋区	中野 友博	総務課 主任主事
	足立区	和田 忍	地域福祉課 課長
市町 村部	調布市	小林 祐子 / (※第4回代理出席 / 主事 前田 雄太)	市民活動センター 副センター長
	東村山市	徳田 尚美	まちづくり支援係 主任
	福生市	山口 哲也	市民活動係 主任

【事務局】

- 地域福祉部 部長 松田京子
- 地域福祉担当 統括主任 池田明彦
- 地域福祉担当 調整主任 中島寿子
- 東京ボランティア・市民活動センター 統括主任 高山和久

災害を想定した区市町村協力の取り組むべき事項・課題別検討会の議論項目



平常時

被災・復旧期

復興期

ボランティア・市民活動センター

在宅・地権・生福等

地域福祉推進部署

総務部署

災害V育成・ネットワーク化/災害時訓練/災害VCマニュアルの作成 等

災害VCの設置・運営 (ニーズ把握、Vや物資等の受け入れ/派遣・コーディネート/情報の提供・公開/東社協との連携・調整/V保険) 等

利用者の安否確認/事業継続に関する事項、生活福祉資金特別貸付 等

要援護者対策の検討/個人情報情報の共有/民生児童委員との連携/地域見守り等の仕組みづくり/社会福祉施設・事業所等との連携/福祉・防災マップの作成/災害に備えた住民意識の喚起 等

救援活動/サロン等利用者の安否確認/被災者の把握/福祉避難所のニーズ調査等/他地区の社協や東社協との連携・調整 等

生活再建に関すること 他

事業継続計画 (BCP) / 災害協定の締結/災害時職員行動マニュアルの策定/防災備品・備蓄、救援物資の確保・準備/避難訓練/地域福祉活動計画/地域防災計画への関与

社協内組織の情報の共有、部署間連携促進や調整/行政等他機関との連携・調整/他地区の社協や東社協 (都共募) との連携・調整/職員の労務・健康管理 等

平成 21 年 課題別検討会－災害に備えた社協の役割や取組みを考える－
審 議 経 過 等

回	日時／会場	協議テーマ等
	区市町村社協における災害に関する取り組みの資料提供のお願い（平成 21 年 8 月 25 日文書） ※区市町村社協より情報収集	
1	平成 21 年 10 月 29 日（木） 午後 3 時～5 時 東京都民生児童委員連合会会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課題別検討会設置の趣旨説明について 2. 各地区の取り組み状況について 3. 各委員からの報告および意見交換
2	平成 21 年 11 月 26 日（木） 午前 10 時～正午 飯田橋セントラルプラザ 12 階 東社協会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「災害時要援護者に対し、日常的に地域支え合い活動や見守り活動をどのように展開すればよいか？」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時に援護を必要とする者とは？ (2) 災害時に援護を必要とする者を日常的にどのように把握するか？ (3) 防災や減災に関する情報提供や支え合いの意識啓発をどのように図るか？ (4) 発災時に減災できる助け合いの仕組みづくりをどのように作るか？ (5) 災害ボランティアなど担い手の発掘や育成をどのように考えるか？ 2. 各委員からの報告および意見交換
3	平成 21 年 12 月 15 日（火） 午後 3～5 時 飯田橋セントラルプラザ 12 階 東社協会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「日常的に行政、福祉施設・機関、民児協、町会・自治会、ボランティアグループや市民活動団体等とどのような連携をとっていくべきか」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における相互支援に関するガイドライン（TVAC）について 東京ボランティア・市民活動センター 統括主任 高山和久 (2) 実践報告「災害に備えた福祉事業所との連携に向けた取り組みについて」 ゲストスピーカー：大田区社会福祉協議会 係長 鈴木 啓司 氏 2. 各委員からの報告および意見交換

4	<p>平成22年1月27日（水） 午後2時～4時30分 千代田区社会福祉協議会 3階 会議室</p>	<p>1. NPO から見た災害に関する社協への期待や課題など ゲストスピーカー： 東京災害ボランティアネットワーク 事務局次長 福田信章氏</p> <p>2. 災害時要援護者への支援のための「個人情報共有」をどのように図るか？</p> <p>3. 災害時の社協事務局の危機管理体制や事業継続計画（BCP）に関すること</p> <p>4. 各委員からの報告および意見交換</p>
5	<p>平成22年2月22日（月） 午前10時～正午 飯田橋セントラルプラザ12階 東社協会議室</p>	<p>1. 報告書（案）について</p>

No	社協名	資料の有無	社協)作成資料	行政)作成資料	その他
1	千代田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●は・あ・とプラン 第3次地域福祉活動計画(H19) ●大学生災害ボランティア ●はあと 第182号 ●ちよだ災害ボランティアセンターへの協力に関する協定書(H20) ●千代田区社会福祉協議会 大学生災害ボランティア養成事業支援要綱(H21) ●災害ボランティアコーディネートマニュアル(H14) ●ちよだ災害ボランティア学習会 第1回～第5回報告 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(H15) 	
2	中央区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティア受入マニュアル―災害発生時のボランティア活動の具体化―(H20) ●職員災害時行動ポケットマニュアル(H21) 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央区地域防災計画(平成21年修正) 	
3	港区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●港区災害ボランティア活動マニュアル(H13) ●社会福祉法人 港区社会福祉協議会 災害ボランティア活動推進連絡会設置要綱(H18) ●港区社会福祉協議会 職員参集訓練 実施要領(H20) ●平成19年度災害ボランティア本部訓練 骨子 ●「平成20年度 災害ボランティア養成講座」骨子(案) ●「平成19年度 災害ボランティア講座」骨子(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時のボランティア受け入れに係る港区立芝公園多目的運動場の活用について(H19) ●災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(H11) 	
4	新宿区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター運営マニュアル(H20) 		
5	文京区	○		<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるボランティアの活動等に関する協定書(H12) 	
6	台東区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度台東区災害ボランティア養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるボランティア活動等に関する協定書 	
7	墨田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定 	
8	江東区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●絆いきプラン江東(H20) 		
9	品川区				
10	目黒区	×			
11	大田区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事業所向け 災害時減災講習会 ～災害時あなた(施設・事業所)は！～(H20)・チラシ ●災害が起こったときに～日赤災害時高齢者生活支援講習～(H20)・チラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ●大田区の区民協働の推進に向けての提言に対する区の取り組みについて(報告書)(H20) ●災害時におけるボランティア活動に関する協定(H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ●おおた区民大学 防災講座 すべての人にやさしい防災計画～一人ひとりにあわせて対策と備え～チラシ ●平成21年度PTA主催「防災シンポジウム」(H21)・チラシ ●家族そろって防災訓練(案)(H20)・チラシ
12	世田谷区	×			
13	渋谷区	○		<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における応急対策に関する協定書(H18) 	
14	中野区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなが主役～中野社協危機管理のあり方～ 報告書(H16) ●「中野社協対災ミニマニュアル」(H21) 		
15	杉並区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター 設置マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のたすけあいネットワーク(地域の手)にご登録ください(チラシ) 	
16	豊島区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●大災害時における「としま災害ボランティアセンター」業務対応マニュアル(H19) ●ヘルパー災害対応マニュアル(H20) 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災対策の協力に関する協定書(H8) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区民生児童委員協議会と社会福祉協議会との意見交換会(H20) ●豊島区民生児童委員協議会正副会長会資料(H20)
17	北区				
18	荒川区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●荒川区社会福祉協議会 「ユニバーサルウォーク ～防災まち歩きin 南千住～」事業計画 ●ユニバーサルウォークリーダー養成講座 資料 ●災害時支援ネットワーク懇談会 資料 ●あらかわ料・活計画 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時・緊急時支援カード(ひとり暮らし高齢者用) 	
19	板橋区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会災害対策本部設置及び運営規程(H20) 		
20	練馬区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●練馬区社会福祉協議会 大規模災害時の各部署対応マニュアル ●災害ボランティアセンター活動参加マニュアル(H20) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定書(H19) 	
21	足立区	×			
22	葛飾区	○	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現―葛飾区地域福祉活動計画― 平成19年度(2007)～平成23年度(2011) ●災害ボランティア活動―基本マニュアル―(H19) 		
23	江戸川区	×			
24	八王子市	○	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子市災害時ボランティア支援センター活動マニュアル(H19) 		
25	立川市	○	<ul style="list-style-type: none"> ●防災プロジェクト報告(H18) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定書(H19) 	
26	武蔵野市	○	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンターの手引き(H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵野市災害時要援護者対策事業 支援者標準マニュアル(H21) ●災害時要援護者対策事業参考資料(市報 むさしのNo.1834)(H20) 	
27	三鷹市	○	<ul style="list-style-type: none"> ●三鷹市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(手引き書)(H20) 		
28	青梅市	×			

No	社協名	資料の有無	社協)作成資料	行政)作成資料	その他
29	府中市	○	●第2次地域福祉活動計画(抜粋) ●ボランティア活動推進事業報告書(抜粋)H20		
30	昭島市	○	●昭島市社協広報紙「ふれあい」(H21)	●昭島市地域防災計画(平成19年修正)	
31	調布市	○	●大規模災害に対応する調布社協のしくみづくり中間報告(H17)		
32	町田市	×			
33	小金井市	×			
34	小平市	○	●<災害時>知ってくださいわたしたちのこと ●第三次小平市地域福祉活動計画(概要版)(H20)		
35	日野市	○	●ボランティアインフォメーション 2009年4・7月号	●災害時におけるボランティア活動に関する協定(H19)	
36	東村山市	○	●東村山災害ボランティアコーディネートマニュアル(H18) ●東村山市社協職員災害時行動マニュアル(H18) ●ヘルプカード・ヘルプ手帳 ●ヘルプカードを持とう！リーフレット ●ヘルプカードはそんなあなたに役立ちますリーフレット ●地域で安心して暮らすために ●ちょっとおねがい あなたの手を貸してください パンフレット ●参集訓練及び職員研修報告 ●スタボラ会総会資料(H20) ●社会福祉協議会災害時業務対応検討会について 会議資料	●災害時における東村山市と東村山市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書(H17) ●東村山地域防災計画より抜粋(H17年修正)	●荻山町防災マップ(H20) ●荻山町防災マップについてのアンケート ●災害時要援護者対策の検討と市防災計画への一提案～東村山あんしんネットワーク企画委員会～(H17)
37	国分寺市	○	●第2期国分寺市地域福祉活動計画(平成19年度～23年度)『こねっとプラン』～素晴らしいわがまち、わが故郷 こくぶんじ～ ●災害時の役職員行動マニュアル(事前・初期行動編)(H19) ●こくぶんじ災害ボランティアセンター運営マニュアル(H21)	●災害時要援護者登録制度(H17) ●災害時におけるボランティア活動に関する協定書(H17)	
38	国立市	○	●国立市における災害ボランティアセンターのあり方について(H17) ●くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル(H16)		
39	福生市	○	●災害対応職員マニュアル(H20) ●福生市災害ボランティアセンター 運営マニュアル(H21) ●平成20年度 福生市総合防災訓練 災害ボランティアセンター開設・運営訓練 記録集 ●災害まちあるき訓練してみませんか！・チラシ ●福生市社会福祉協議会 ふっさボランティア・市民活動センター 災害に関する取組一覧 No.1・2 ●ふっさボランティア・市民活動センターニュース アクション！ No.14・21～24	●災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(H19)	●災害時ボランティア活動等への車両貸出しに関する協定書(H19)
40	狛江市	○	●災害発生時の対応体系(全体図)案(H21)	●災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(H19)	
41	東大和市	×			
42	清瀬市	○	●清瀬市社会福祉協議会 障害者福祉センター 災害時対応計画(案)～災害時に迅速に対応するために～		
43	東久留米市	○	●防災情報交換サロン通信(H21)		
44	武蔵村山市	×			
45	多摩市	○	●地域ふれあいフォーラムTAMA 20年度事業報告 ●わがまち探検！防災まち歩きを始めませんか？・チラシ ●災害時 要援護者からのメッセージ(H21)		
46	稲城市				
47	羽村市	○		●災害時等における協力体制に関する協定書	●平成21年度 総合防災訓練実施計画書
48	あきる野市	×			
49	西東京市	○	●西東京市社会福祉協議会災害時職員初動マニュアル(H16)	●西東京市災害時要援護者避難支援プラン全体計画(H21) ●災害 そのとき つながる 人・地域・まち (チラシ) ●災害時要援護者登録申請書兼同意書	
50	瑞穂町	×			
51	日の出町	○	●災害ボランティアマニュアル		
52	檜原村	×			
53	奥多摩町	○	●奥多摩町災害ボランティア活動マニュアル(H20)	●災害時におけるボランティア活動に関する協定書	
54	大島	×			
55	利島村	×			
56	新島村	×			
57	神津島村	×			
58	三宅島	×			
59	御蔵島村	×			
60	八丈町	○	●八丈町社会福祉協議会非常災害時配備体制 ●八丈町社会福祉協議会緊急連絡体制	●救助・救急活動形態等 ●八丈町災害時に関する協定	
61	青ヶ島村	×			
62	小笠原村	○	●防災行動計画(台風)、(津波)		

※東社協と区市町村社協における災害時相互支援協定については、上記の表より除外している。

**災害に備えた社協の役割や取組みを考える
平成 21 年度 課題別検討会 報告書**

発行日 平成 22 (2010) 年 3 月

発 行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 (地域福祉部 地域福祉担当)

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 階

Tel : 03-3268-7186 <http://www.tcsw.tvac.or.jp/>

印 刷 株式会社プリコ

部 数 700 部